

物価・エネルギー価格等の 高騰対策への財政支援

【内閣府・総務省】

提案・要望内容

- 1 地方公共団体において、物価・エネルギー価格等の高騰対策として、生活者や事業者への継続的な支援が実施できるよう、引き続き財政支援していただきたい。

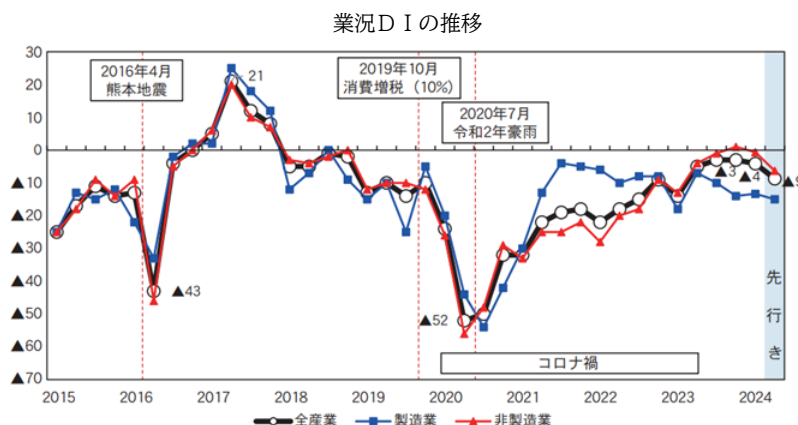
現 状

- 本市の消費者物価指数（総合）は、令和4年（2022年）1月以降、右肩上がりで伸びており、特に食料品や家具・家事用品といった日常生活や事業者の事業活動に与える影響が大きい項目の伸びが顕著である。また、光熱・水道は価格抑制等の影響により前年度比でマイナスになったものの、消費者物価指数は100を超え、高止まりが続いている。

【令和6年3月】

- (1)食料品 前年同月比+5.1%
- (2)家具・家事用品 前年同月比+3.3%
- (3)光熱・水道 前年同月比△1.2%

- 令和6年4月1日に公表された日本銀行熊本支店の「熊本県の金融経済概観」によると、熊本県内の景気の概況は「回復している」とされている一方で、民間シンクタンクによる業況判断では、3期連続でほぼ横ばいと、持ち直しに一服感が見られる。



出典：公益財団法人地方経済総合研究所 第129回熊本県内企業業況判断調査

- 本市においては、令和4年度6月補正予算から原油価格・物価等の高騰対策事業を計上し、これまでに、給食費への価格転嫁の防止による利用者の負担増加の抑制や省エネ家電の購入費助成などの生活者支援や、公共交通事業者や観光事業者等への緊急支援などの事業者支援を主に、226億円を予算措置し、うち170億円で地方創生臨時交付金を活用している。

参考1 臨時交付金（原油価格・物価高騰分）の主な充当状況

（単位：百万円）

物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業	840
学校・保育所等における給食食材高騰対策緊急支援事業	642
公共交通事業者燃料費高騰等支援事業（バス事業者等に対する支援）	397
旅行事業者緊急支援観光促進事業	130
社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業（社会福祉施設等に対する光熱水費等の支援）	382
畜産経営継続緊急支援事業（飼料高騰の影響を受けた畜産経営体に対する支援）	141
農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業（土地改良区等に対する支援）	43
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業	10,463
LPGガス価格高騰対策緊急支援事業	1,107

課 題

- 国において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰への対応として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設され、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を実施されているものの、今後、更なる物価高騰が否定できない状況にある。
- 本市の地域経済の状況は回復してきているものの、経済動向や資源価格の動向等による影響を注視し、引き続き地域の実情に応じた継続的な支援を行っていく必要がある。

早期の罹災証明書交付を可能にするための 住家被害認定調査におけるデジタル化等の推進

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 国において、住家被害認定調査も含めた包括的な被災者支援システムを開発し、各自治体へ無償で提供いただきたい。
- 2 国においては、国の責任の下、被災者支援に関するデジタル化の必要性・重要性を各自治体へ浸透・定着させるための取組を推進していただきたい。

現 状

- 国は、被災者支援業務の迅速化・効率化のための行政手続きの電子化の一環として、「クラウド型被災者支援システム」（国の被災者支援システム）を開発・提供されているが、国の被災者支援システムを導入している自治体はいまだ 35 自治体（令和 5 年 10 月時点）にとどまっている。
- 加えて、被災時に、被災者へ様々な支援を提供するために必要な罹災証明書発行に係る重要な要素である住家被害認定調査を効率的に行うための住家被害認定調査システムが国の被災者支援システムには盛り込まれていない。
- そのため、全国的にみると、紙の調査票を用いて住家被害認定調査を行っている自治体が未だ大半を占める状況にあり、たとえ、国の被災者支援システムを導入していたとしても、その登録に多くの労力と時間を要しており、デジタル化による効率化は道半ばとなっている。

■このような中、令和6年能登半島地震において、本市が対口支援を行った石川県珠洲市では、住家被害認定調査に、紙の調査票に代えて民間ベンダの個別システムを導入したことで、被災者支援システムへの登録が省略できる等、一次調査の大幅な効率化が図られ、デジタル化の有用性が示された。

※ 被災者支援システム

被災者支援システムとは、地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務をトータル的に支援できるシステムのこと。

※ 住家被害認定調査システム

住家被害認定調査システムとは、災害発生時の住家被害認定調査をデジタル化することにより、調査業務の省力化・迅速化を支援するシステムのこと。

課 題

■大規模自然災害への対応を想定し、全国の自治体職員が、どこの被災地支援に赴いたとしても、円滑な被災者支援を行えるためには、単なるデジタル化による事務の効率化のみならず、住家被害認定調査も含めた包括的な被災者支援システムに関する全国共通の仕組みづくりが急務である。

■大規模な自然災害を経験しているかどうかで、災害対応における被災者支援システムや住家被害認定調査システムの導入に関する緊急性や必要性について、自治体間で意識に濃淡があり、被災後に初めてその有用性を実感している状況。

孤独・孤立対策の推進に対する支援

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 孤独・孤立対策として、関係団体との連携や支援者の育成を図るため、国による専門家の派遣などの人的支援や、自治体が専門職員等を配置する際の財政支援をお願いしたい。

現 状

- 令和2年7月に平成28年熊本地震の被災者を対象に実施した仮設住宅等退去者生活・健康調査において、孤独感を感じている方は、そうでない人に比べ、心身の健康リスクが高いことが明らかになるなど、孤独・孤立問題は被災者の生活再建を進める中で解決すべき大きな問題の一つである。
- 単身世帯や高齢者世帯の増加により、今後も孤独・孤立問題の更なる深刻化が懸念される中、令和6年4月には孤独・孤立対策推進法が施行されており、本市においても全庁一体となった対策を早急に推進する必要がある。

課 題

- どのような方を「孤独を抱えている」又は「社会的に孤立している」方として支援対象とするのかには、専門的な知見、ノウハウが必要である。
- 社会的に孤立している方は他者との接触が少なく、一般に把握が困難であることから、その把握と支援の検討にあたっては積極的なアウトリーチの仕組みが必要だが、その手法は確立されていない。

■「孤独」や「孤立」が心身の健康などに与える影響について、専門的な知識を有する職員が不足している。

■孤独・孤立対策に取り組むNPO法人などとの連携手法についての知見が不足している。

参考1 平成28年熊本地震に関する仮設住宅等退去生活・健康調査結果（抜粋）

令和2年7月に熊本市で実施した上記アンケートの分析では、孤独感があると回答された方は、孤独感がない人に比べ、心理的苦痛や睡眠障害があり、PTSDリスクが高いという結果が得られている。

【「孤独感あり」と回答した方のオッズ比※】

	心理的苦痛あり	睡眠障害あり	PTSD リスク
オッズ比 (OR)	9.08	5.55	3.52

※ オッズ比 (OR)

オッズ比とは、生命科学の分野において、疾患などへの罹りやすさを2つの群で比較して示す統計学的な尺度。オッズ比が1のときは、疾患への罹りやすさが両群で同じということであり、1より大きい場合、疾患への罹りやすさがより高いということである。

被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 被災者生活再建支援制度について
 - ・半壊世帯及び一部損壊世帯も支援金の支給対象としていただきたい。
 - ・宅地復旧に関しても支援の対象とする新たな制度を創設していただきたい。

現 状

- 平成 28 年熊本地震では多数の住宅被害が発生し、復旧に相当の費用を要したが、現行の被災者生活再建支援制度は、令和 2 年法改正後も、中規模半壊に至らない半壊(解体世帯を除く)や一部損壊の住宅被害に関しては支援の対象外となっている。
- また、本市が行った被災者へのアンケートの結果、宅地に被害が生じた世帯のうち、7割を超える世帯が復旧工事を要するものの、現行制度では、支援の対象外となっている。

課 題

- 今後も地震等による同様の被害が想定されるところ、中規模半壊に至らない半壊や一部損壊世帯の住宅被害及び宅地被害も復旧には相当の費用を要するため、迅速な住宅再建の大きな障害となることから、新たな支援制度の創設が必要である。

参考1 罹災証明書（住家の交付状況（2024年3月末時点））

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
5,764件	8,972件	38,964件	82,985件	136,685件

参考2 現行の被災者生活再建支援制度の支給対象及び支給額

	基礎支援金	加算支援金		計
	（住宅の被害程度）	（住宅の再建方法）		
①全壊 （損害割合50%以上） ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊 （損害割合40%台）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊 （損害割合30%台）	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

災害援護資金貸付制度に対する支援

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 災害援護資金の借受人は、被災後の生活を再建するため、やむを得ず当該制度を利用した者であり、約定通りの返済が困難な者が償還者のなかにみられる。熊本地震の被災者に対しても、償還期間の延長や免除規定の緩和を認めていただきたい。
- 2 東日本大震災や平成 28 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨、令和 6 年能登半島地震等、近年大規模な災害が全国的に発生している状況である。被災地の復興が円滑に進むよう、全国かつ一般的な制度として被災自治体をより支援する仕組みとしていただきたい。

現 状

- 熊本地震においては、559 件、総額約 9.4 億円の災害援護資金の貸付を行った。
- 熊本地震後、現在においても、失業や長期間の加療等により、依然として生活困窮の状況から抜け出せず、新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、いまだ多くの方が、滞納がある状況である。
- 東日本大震災では、特例により、借受人が償還期間満了後に、無資力かつ償還できる見込みがない場合において免除が可能とされているが、熊本地震については認められていない。
- 利子については、平成 31 年 4 月に通常 3%の利子を、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は 1.5%に引き下げた。

参考1 現行の災害援護資金貸付制度

項目	通常	東日本大震災特例
貸付制度の償還期間	10年 (うち据置期間3年)	13年 (うち据置期間6年)
貸付金の国への償還期間	11年	14年
免除規定	借受人の死亡・重度障害 ・自己破産となった場合 で、連帯保証人に支払い 能力がない場合に限定	左記に加え、借受人が償 還期間満了後に、無資力 かつ償還できる見込みが ない場合も免除可能
事務費	・被災者である借受人からの利子で賄う	

課 題

- 借受人の中には低所得世帯も含まれ、返済が困難な世帯や支払猶予を求める世帯が存在し、10年の償還期間では返済できないケースが見込まれる。
- 生活困窮を理由とした免除が熊本地震について認められておらず、柔軟な対応ができる仕組みとはなっていない。
- 貸付原資の3分の2は国庫貸付金であり、国への償還期間最終年度において未回収の貸付残高は、被災自治体が一般財源から支出して返済することとなっており、被災自治体の財政を圧迫する恐れがある。
- 償還に係る事務費についても、被災者である借受人から得る利子の範囲内で賄うことになっているため、不足が生じた場合、同じく被災自治体が負担することになる。

参考2 熊本地震における本市の貸付・償還状況

(令和6年2月末時点)

貸付数	貸付金額	未償還額 (元金)	滞納率 (貸付数ベース)	利子総額
559件	942,564千円	324,670千円	60.7%	66,649千円

※仮にこのままの償還状況で推移すれば、未収額が約51,623千円となり、それを本市が一般財源から追加で支出することとなる。

参考3 償還に係る事務費の見込額等

●10年間の事務費【見込額】 … 約119,874千円

職員	会計年度任用職員	需用費・役務費	システム経費
68,643千円	31,186千円	744千円	19,301千円
※延べ10名	※延べ11名	※実績・予算ベース	※実績

●事務費歳入額【見込額】 … 約56,589千円

※これまでの償還状況のまま推移すると仮定した場合

ぴったりサービスの更なるUI/UXの改善

【デジタル庁】

提案・要望内容

- 1 子育て・介護関係をはじめぴったりサービスのオンライン申請に関して、市民の利便性向上及び業務の効率化を図るため、受付完了など利用者に送付されるメールアドレスを統一するなど、UI/UXに配慮した機能改善を行っていただきたい。

現 状

- 本市では、令和4年度から、子育て・介護関係の26手続きに加え、罹災証明や異動関係など33手続きについて、マイナポータルのぴったりサービスを活用したオンライン申請の受付を行っている。
- このぴったりサービスの機能及び標準様式において、例えば、オンライン申請時に入力するメールアドレスとは別に、マイナポータル登録時にもメールアドレスを入力する必要がある、受付完了とその後の審査状況の連絡が別々の宛先に送付されるなど、市民の利便性、職員の事務処理に影響する事項が確認された。

課 題

- マイナンバーカードを利用したオンライン申請の利用を拡大していくためには、ぴったりサービスの機能及び標準様式を、市民及び職員が目線から、誰もがわかりやすく、使いやすい操作性にするなど、UI/UXを改善していく必要がある。

参考1 ぴったりサービスの機能改善要望の一例

■利用者への案内・通知不足の改善を要望する事項

課題	要望内容
オンライン申請時に入力するメールアドレスとは別に、マイナポータル登録時にもメールアドレスを入力する必要があり、受付完了と受理等の連絡が別々の宛先に送付されるため、利用者が戸惑う。	ぴったりサービスにおいて、利用者に受付完了や処理状況更新等の案内を送付するメールアドレスを統一していただきたい。
処理状況更新の際に利用者に送付される案内メールに、更新されたステータス（処理状況）が記載されておらず、利用者がマイナポータルにログインし確認する必要があるため、利用者にとって煩わしい。	利用者に送付される案内メールにおいて、更新された処理状況が容易に確認できるよう改修していただきたい。

■申請情報の受付・処理の改善を要望する事項

課題	要望内容
申請時に画像添付された PDF ファイルについては、職員の確認時にモノクロ化され、解像度も低いため、目視確認がしにくい。	申請時の PDF ファイル画像添付においては、アップロード時の色調、解像度等を保つよう改修していただきたい。
受付完了時にその後の案内をメールで行うにあたり、入力内容がテンプレート化されておらず、手続毎に個別に入力する必要があり、職員にとって負担である。	メールで案内する内容が申請毎にテンプレートとして入力できるよう改修していただきたい。

■申請時の入力・様式の改善を要望する事項

課題	要望内容
申請後に内容の修正ができず、修正が必要な場合は再度新規入力する必要があるため、利用者にとって不便である。	申請から受付完了までの各段階において、申請内容が修正できるよう改修していただきたい。
入力漏れや明らかな誤入力があった場合も申請が可能であり、確認や差戻に時間がかかるため、利用者と職員双方にとって負担である。	申請時の明らかな入力漏れや誤入力を自動チェックするよう改修していただきたい。 例) 保育施設等の利用に係る現況届 ・ひとり親ではないが認定保護者が1名しか入力されていない ・年齢と支給認定区分の不整合

安定稼働を最優先とした基幹業務システムの 統一・標準化の円滑な移行

【デジタル庁・総務省】

提案・要望内容

- 1 デジタル基盤改革支援補助金について、指定都市の実情を踏まえ、指定都市要件確定後の追加配分を含めた増額や、用途の拡充、期限の延長を行っていただきたい。
- 2 ガバメントクラウドの活用における運用経費については、国が地方公共団体とともにサービス事業者と折衝するなどの経費削減に取り組むほか、削減が達成されるまでの期間においては、財政支援を検討していただきたい。

現 状

- 令和5年9月に閣議決定にて変更された標準化基本方針において、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行する目標は堅持されつつも、移行困難システムについては、国が状況を十分に把握した上で、令和8年度以降の所要の移行完了の期限を設定することとされたが、補助金交付に関しては、現行法上、令和7年度末（令和8年3月31日）までの期限がある。
- 本市においても、令和7年度までの標準準拠システムへの移行に向けて、Fit & Gap分析や情報提供依頼による調査、移行計画の検討、システム移行に全庁的に取り組んでいるところである。

- これまで検討されてきた指定都市要件については、令和5年3月末の改訂及び令和6年3月末の改定で、一部の業務においては、標準仕様書に反映された。
- 各業務別の標準化への取組と並行して、国においてはガバメントクラウドの関連文書の変更や、文字要件（行政事務標準文字）の検討が続いており、更には戸籍の振り仮名対応や児童手当拡充、減税などの制度改正対応も行われている状況である。

課 題

- 令和8年度以降に標準準拠化する移行困難システムに補助金を活用するには、基金の設置期限を延長する法改正が必要である。
- 補助金については、令和5年度補正予算にて増額いただいたが、指定都市に対しては、推計値の7割以下しか示されていない状況であり、（指定都市要件も含め）追加配分が必要である。また、補助対象外経費での取り扱いとなる標準化に伴う構築費用などに加え、構築時期や制度改正対応が集中することによる構築業者のデジタル人材のひっ迫や市場価格の高騰の影響を踏まえた、財政支援が必要である。
- 国が調達するガバメントクラウドの活用については、ガバメントクラウドの運用経費が従来の運用経費を上回る見込みとなる他団体の事例がある。また、自治体別に構築されてきた従来型のシステム構築とは異なり、共同利用方式での提供などにおいては、個別自治体による経費削減の取組は困難である。
- そのため、国が自治体とともにサービス事業者と折衝するなどの経費削減に取り組むことが必要となるが、削減が達成されるまでの期間においては、自治体の財政負担増が想定される。

データ連携基盤の活用及び継続的運用に対する 財政支援等の強化について

【デジタル庁・内閣府】

提案・要望内容

- 1 自治体におけるデータ連携基盤の活用及び継続的運営に対する財政支援等をより一層推進いただきたい。
- 2 データ連携基盤を有効に活用するため、より具体的かつ詳細な事例、ノウハウ等の情報提供をお願いしたい。

現 状

- 本市では、これまで、データ連携基盤の機能や活用範囲など、その在り方について熊本県及び県内市町村とともに検討を行ってきた。その結果、令和6年度から、熊本県が構築した「くまもとデータ連携基盤（非パーソナル）」を県及び参画市町村と共同利用を開始することとなった。
- 本市としては、熊本県の構築したエリアデータ連携基盤を最大限活用し、本市が運営するスマートシティくまもと推進官民連携プラットフォームの活動とも連動して、①新規サービスの創出、②既存サービスの広域化、③データのサービス間連携等に取り組んでいく方針としている。

課 題

- 国のデジタル田園都市国家構想交付金等による財政的支援については、基盤導入時や新規サービス構築時の支援メニューはあるものの、基盤の維持管理や、新たなデータの接続に係るデータ整形、既存サービスとの繋ぎ込み、地域ごとに構築されたデータ連携基盤相互の連携等に係る費用については財政的支援の対象外となっている。
- 自治体においては、データ連携基盤を有効に活用するため、蓄積すべきデータの範囲、標準化すべきデータの項目、標準化のためのデータモデルの設計等についての知見や、参照すべき具体的な好事例等が不足している。

重要な防災拠点となる本庁舎整備への財政支援

【総務省】

提案・要望内容

- 1 近年、地震や豪雨による自然災害が頻発する中、その緊急性に鑑み、災害時に重要な防災拠点となる本庁舎の強靱化について、財政措置を拡充していただきたい。

現 状

- 近年、地震や記録的な豪雨などによる自然災害が頻発し、災害の様相も激甚化・広域化している。
- 発災時、重要な防災拠点となる本庁舎は、災害応急業務を迅速かつ確実に実施することが求められることから、あらゆる災害時においても機能が継続できるよう強靱化が不可欠である。
- 本市の本庁舎は、長寿命化計画の検討と併せて、平成28年の熊本地震を受け、耐震性能調査及び耐震補強に向けた検討を行った結果、現行の建築基準法等が求める耐震性能を有しておらず、また、耐震補強の実施は困難であるとの結果が示されたことから、強靱化のための新庁舎建設の検討を進めている。

課 題

- 本庁舎の強靱化に対する財政支援としては、緊急防災・減災事業債があるものの、耐震化事業は、耐震改修を対象としており、耐震化を目的とした全部改築については対象外である。また、防災基盤整備事業については、新庁舎建設においても活用可能であるが、対象事業が災害対策本部に係る部分など極めて限定的である。なお、いずれも令和7年度までの時限措置である。

■一方、新庁舎建設は、財政負担が大きいことはもとより、多面的かつ長期的な視点での整備計画が必要であることから、計画検討や市民の合意形成に相当な期間を要するものである。

■これらを踏まえ、災害時に重要な防災拠点となる本庁舎の強靱化について、耐震化を目的とした本庁舎の全部改築を緊急防災・減災事業債の対象とするとともに、その活用期限を延長するなど、財政支援の拡充を要望するもの。

参考1 本庁舎整備に係る本市財政影響

項目	合併推進債を 活用する場合A	合併推進債を 活用しない場合B	差 (A - B)
概算事業費 ①	470 億円		—
国補助金・交付税措置 ②	176 億円	40 億円	136 億円
実質的な財政負担 (①-②)	294 億円	430 億円	▲136 億円

※合併推進事業債は、令和6年度中に実施設計に着手することが活用条件であり、活用できない場合、本市の財政運営に非常に大きな影響を与える。

地域手当の支給地域の見直しについて

【総務省・内閣官房・人事院】

提案・要望内容

- 1 地域の実情をより反映できるよう、地域手当支給要件の見直しを行い、本市を支給地域としていただきたい。

現 状

- 地域手当は、給与構造改革の一環として、平成18年4月から、全国の公務員の本俸を平均4.8%削減する一方で、地域の実情に合わせた給与水準を確保するために導入されたが、本市は、政令指定都市で唯一、地域手当支給地域対象とされていない。
- 地域手当は、地域における「民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮」して定めるよう、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）に規定されている。その支給対象地域や支給率等は、概ね10年ごとに過去10年の賃金構造基本統計調査の結果を基にして見直されることとなっており、人事院において、本年8月の勧告に向け、「地域手当の大きくくり化」を含めた新たな地域手当の制度について検討されている。
- 総務省統計局が公表している令和4年「消費者物価地域差指数」（令和5年6月30日公表）によると、地域手当支給対象地域である近隣の福岡市（97.8）や北九州市（98.2）、同規模人口の岡山市（97.9）や浜松市（98.4）と比較した場合、熊本市の物価指数「99.0」は高い水準にある。
- 本市においては、TSMCの進出、台湾との国際線定期便の就航、就労者向け住宅の建設ラッシュ等により、今まさに賃金水準及び物価が上昇している最中にある。

課 題

■ 給与法の規定では、地域手当について定めるにあたり、消費者物価地域差指数に加え物価水準なども考慮すべきとされているが、本市のように今まさに賃金水準等が上昇している都市の実態は考慮されていないため、地域手当支給要件の見直しが必要である。

また、「地域手当の大きくくり化」についても、都道府県単位といったような一律のくりによって不利益が生じないようにしていただきたい。

参考1 全国指定都市の地域手当支給状況（※熊本市のみ対象外）

自治体名	支給の有無	級地	加算率
札幌市	支給対象	7級地	3%
仙台市	支給対象	6級地	6%
さいたま市	支給対象	3級地	15%
千葉市	支給対象	3級地	15%
横浜市	支給対象	2級地	16%
川崎市	支給対象	2級地	16%
相模原市	支給対象	4級地	12%
新潟市	支給対象	7級地	3%
静岡市	支給対象	6級地	6%
浜松市	支給対象	7級地	3%
名古屋市	支給対象	3級地	15%
京都市	支給対象	5級地	10%
大阪市	支給対象	2級地	16%
堺市	支給対象	5級地	10%
神戸市	支給対象	4級地	12%
岡山市	支給対象	7級地	3%
広島市	支給対象	5級地	10%
北九州市	支給対象	7級地	3%
福岡市	支給対象	5級地	10%
熊本市	対象外	二	0%

防災行政無線の整備等に対する財政支援

【総務省】

提案・要望内容

- 1 令和5年度に防災行政無線の新設に係る調査設計を実施し、令和6～7年度に整備を実施することとしており、整備経費に対する財政支援の拡充をしていただきたい。

現 状

- 本市ではこれまで、社会資本整備総合交付金及び公共事業等債を活用し、沿岸部及び山間部を中心とした津波及び土砂災害警戒区域に対する防災行政無線の整備を最大限実施してきた。
- また、令和2年7月豪雨をはじめとした全国各地における大規模水害の発生を踏まえ、市内の河川周辺地域について、防災情報伝達体制の更なる強化を実施する。

課 題

- 大規模水害を踏まえた防災行政無線の新設整備経費については、緊急防災・減災事業債により70%の交付税措置がされているが、残りの30%については一般財源により負担している。

参考1 現行の支援制度と要望内容

項目	現行	要望内容
・防災行政無線の整備経費	交付税措置（70%）	・更なる財政支援の拡充

【現行制度における財源内訳】

<整備経費>

一般財源 30%
地方交付税措置 70%※

※緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）

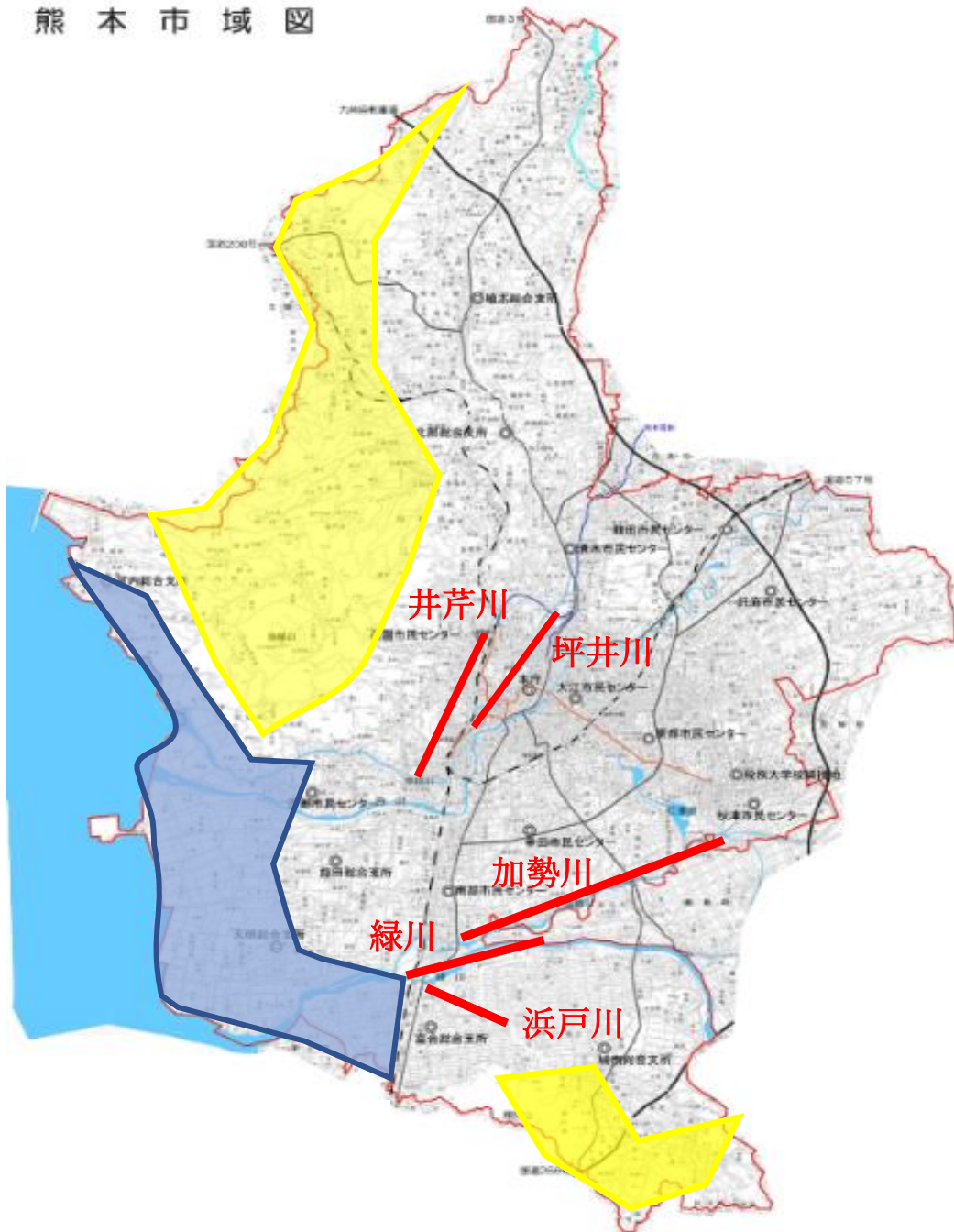
参考2 これまでの防災行政無線整備に要した経費

1,365,000千円（H26～H29の4年間の債務負担行為）

社会資本整備交付金 補助率 1/2	一般財源 10%
	公共事業等債 70%
	(交付税算入率 20%)

- 主な対象河川
- これまで津波警戒区域内を対象に整備した地域
- これまで土砂災害警戒区域を対象に整備した地域

熊本市域図



再犯防止の推進に対する支援

【法務省】

提案・要望内容

- 1 基礎自治体を実施する再犯防止等に係る取組に対し、財政的支援を含む支援制度を創設していただきたい。

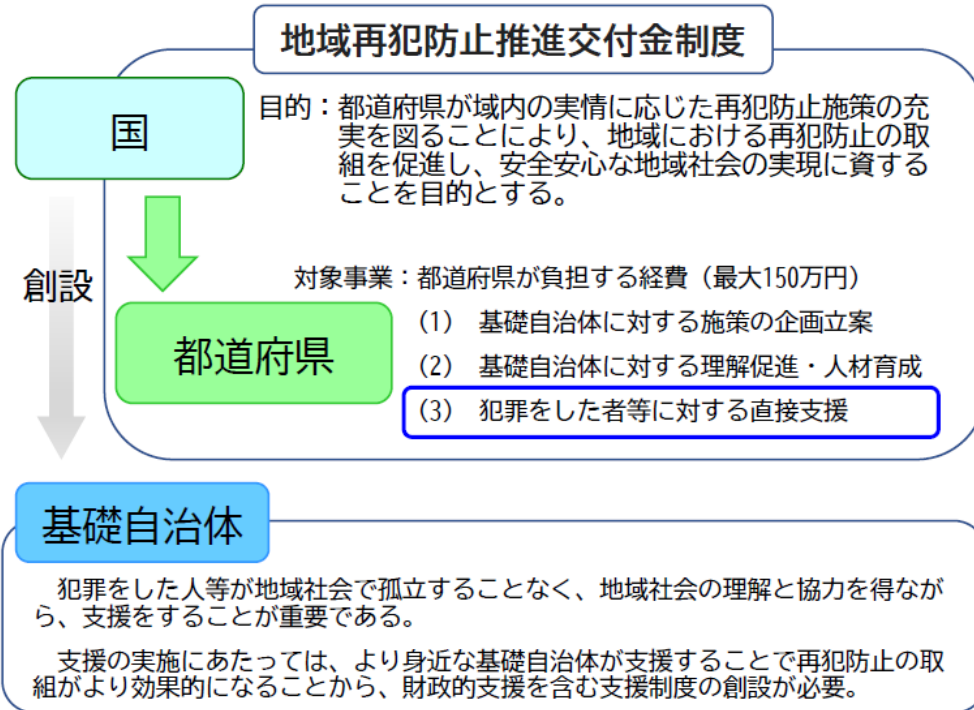
現 状

- 再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、再犯防止推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和3年3月に「熊本市再犯防止推進計画」を策定。
- 計画策定に先立ち、平成30年度から令和2年度まで「地域再犯防止推進モデル事業」（就労活動支援）を法務省からの受託により実施し、計画に反映。
- 令和3年度から、計画に基づく再犯防止推進施策を本格的に実施しているが、令和3年度以降、国においては、各基礎自治体の実情に応じた再犯防止の推進事業に関する支援は制度化されていない。なお、国は、令和5年度から都道府県に対し、地域再犯防止推進事業（直接支援並びに基礎自治体に対する施策の企画立案支援等及び理解促進・人材育成）及び事業に伴う都道府県負担分の地方交付税措置の財政支援を開始。しかし、指定都市を含む基礎自治体への財政支援は対象外となっている。

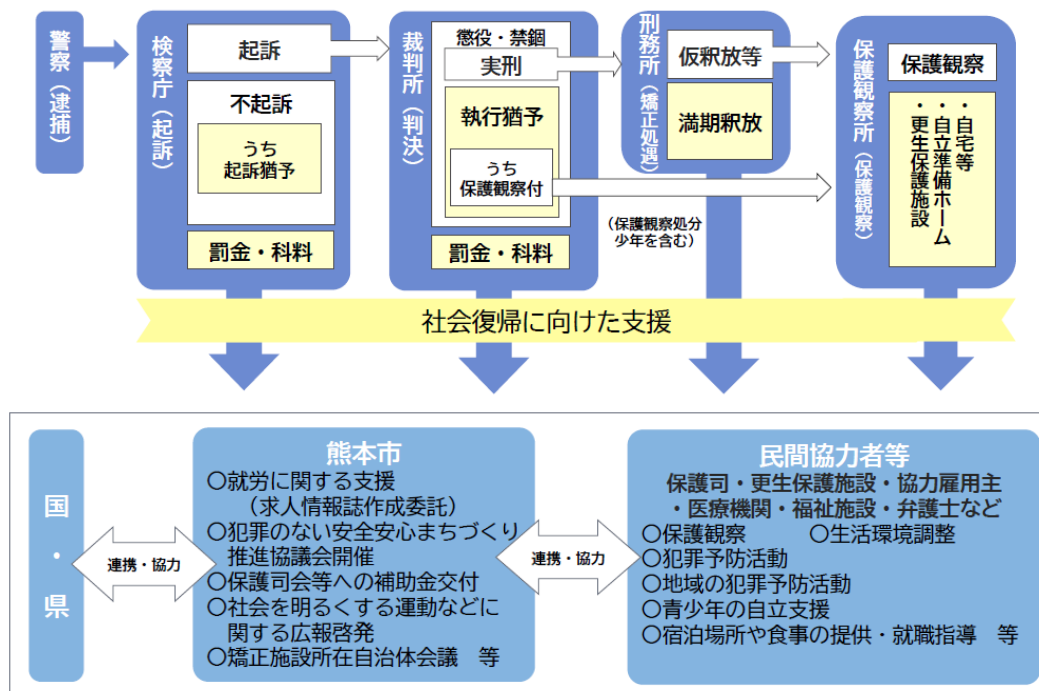
課 題

- 再犯防止推進計画に掲げる協議会開催や就労支援等の取組みを確実かつ安定的に推進するためには、基礎自治体に対する財政的支援を含む支援制度の創設が必要である。

参考1 基礎自治体への支援制度イメージ図



参考2 本市の再犯防止支援体制図



要望担当課：文化市民局市民生活部生活安全課 TEL096-328-2397

熊本城の復旧・復興に対する支援

【文部科学省・国土交通省】

提案・要望内容

- 1 熊本城の復旧・復興に向けて、現行の補助率の嵩上げによる財政支援を継続していただきたい。
(文部科学省〈重要文化財建造物〉 補助率 85%⇒90%、
〈特別史跡(石垣、復元建造物)〉 補助率 70%⇒75%、
国土交通省〈都市災害復旧事業〉 補助率 2/3 ⇒0.783)
- 2 令和5年(2023)年3月に改定した「熊本城復旧基本計画」の着実な推進に向けた復旧事業費の確保について、引き続き支援をお願いしたい。
- 3 復旧・復興に係る現地指導や会議への出席、文化庁内に設置されている熊本城復旧総合支援室の継続など、人的・技術的支援についても、現行どおり継続していただきたい。

現 状

- 平成30年(2018年)3月に策定し、令和5年(2023年)3月に改定した熊本城復旧基本計画に基づき、文化財的価値の保全とともに、計画的・効率的な復旧と戦略的・効果的な公開活用に取り組んでいる。
- 公開活用については、文化庁の支援のもと新たな取組方針を策定し、民間による催事等への活用を含めた新たな取組を進めている。

課 題

- 熊本城復旧基本計画の推進を図るためには、計画期間(～令和34年(2052年)度)中の継続した財政支援と予算額の確保が必要である。

■重要文化財建造物や石垣などの復旧には高い専門知識と技術を持った人材が継続して必要である。

参考1 現行の補助制度

所管	補助メニュー	補助率	支援対象
文化庁	重要文化財修理、防災、公開活用事業費	90% (85%)	重要文化財建造物
	史跡等総合活用整備事業費、重要文化財等防災施設整備事業費	75% (70%)	特別史跡（石垣、復元建造物）
国交省	都市災害復旧事業	78.3% (2/3)	再建・復元建造物 （天守閣・本丸御殿・飯田丸五階櫓） 熊本城公園施設 （便益施設・管理施設）

※激甚災害に係る復旧事業として、補助率の嵩上げが適用されている。（補助率欄の括弧内は通常の災害復旧事業に係る補助率）

参考2 令和7年度～令和11年度の復旧事業費（概算額）

単位：百万円

所管	支援対象	年度					
		R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	
文化庁	重要文化財建造物	宇土櫓・統櫓	395	22	114	222	444
		平櫓		4	31	50	100
		源之進櫓・四間櫓・十四間櫓・七間櫓・田子櫓	151	299	437	345	
	石垣・復元建造物	石垣	1,730	1,020	1,735	2,351	1,958
		数寄屋丸二階御広間				247	296
		未申櫓				15	41
西大手門						14	
国交省	再建・復元建造物	本丸御殿		238	357	77	145
		長局櫓		52	77	23	95
		飯田丸五階櫓	150	301	301	229	

※年度別の復旧事業費は概算額のため変動する可能性がある。

文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 国指定文化財等の災害復旧に向け、嵩上げ分を含め継続的に財政支援を講じていただくとともに、国登録文化財に対しても補助対象を工事費まで拡大していただきたい。
- 2 県・市指定及び潜在的価値を有する未指定文化財の災害復旧についての補助制度を創設していただきたい。

現 状

- 平成 28 年熊本地震において、国や県、市の指定文化財や指定文化財としての潜在的価値を有する未指定文化財の多くが被災しており、これらの復旧に相当の期間と多額の経費を要している。
- 国指定文化財の災害復旧に資する国庫補助制度はあるが、文化財所有者の負担分も大きい状況にある。
- 国指定以外の文化財については、熊本県が設置した「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」による民間所有者への支援が一部あるものの、自治体をはじめ文化財所有者等の負担は過大となっている。

課 題

- 一部では未指定文化財建造物の解体も行われており、文化財の保存や復旧が進まない状況も懸念され、補助制度の拡充や創設が必要である。

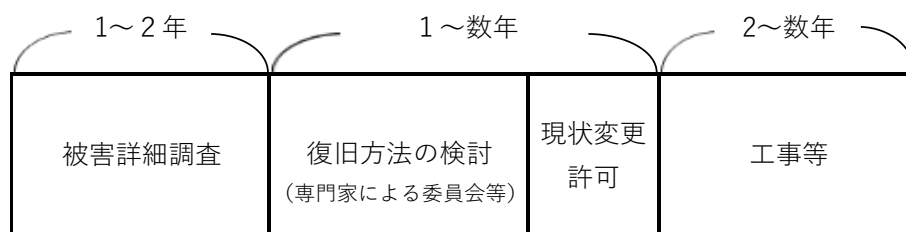
参考1 現行の支援制度

項目	現行制度
国指定文化財等への継続的な財政支援及び助成制度の拡充	補助率（うち20%が災害復旧に係る嵩上げ分） ・国指定：70～85% ・国登録：設計費等のみ70～85%
県・市指定及び未指定文化財への助成制度の創設	・県・市指定：補助制度なし ・未指定：補助制度なし

参考2 復旧中の主な文化財

- ・国指定：釜尾古墳（R7以降復旧見込）、塚原古墳群（R7以降復旧見込）、熊本城跡（R35以降復旧見込）

※文化財復旧の基本的な流れ



学校敷地の跡地利用に向けた 法的手続の簡素化の検討

【文部科学省・法務省】

提案・要望内容

- 1 学校敷地内には個人の所有地として登記されたものが散見され、閉校後の跡地の有効活用に向けた法的手続に多大な時間、費用及び労力を要している。
閉校後の学校敷地の有効利用に向け、法的手続の簡素化等について検討していただきたい。

現 状

- 近年、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、全国的に学校の統廃合が行われている。
- 本市でも平成 26 年（2014 年）6 月、「熊本市学校規模適正化基本方針」を策定し、平成 29 年（2017 年）3 月には、松尾東・松尾西・松尾北の 3 校を閉校した。
- 当該施設は、地域住民にとって身近な公共施設であるとともに、地域のシンボリックな存在である。

課 題

- 地域住民の共同の福祉又は利便の増進や地域の活性化を図るため、当該施設の民間活用に向け課題の整理を行ったところ、長年にわたり学校敷地内の一部に、個人の所有地として登記された土地があることが判明した。

- 登記簿を基に探索を行ったところ、登記名義人が既に死亡し、推定される複数の相続人が他都道府県等に分散、所在が特定出来ないなど、跡地利用に向けた手続が困難を極めている状況である。
- 現行法制度に基づき訴訟や詳細探索等を行った場合、多大な時間、費用及び労力を要するとともに、時間の経過に伴い推定される相続人が増加し、更に事象が複雑化する。
- 全国の自治体でも同様の事例が見られ、今後、各自治体が学校の統廃合等を進めた場合、その対応に苦慮することが予想される。

参考1 現行制度と要望内容

法律名	主な内容	課題
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 (所有者不明土地法)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業における収用手続きの合理化・円滑化（所有権取得） ・ 登記簿に反映させるための不動産登記の特例を設ける 	現在、建物等が建っていない未利用地に対する措置であり、学校跡地は対象外となる。
表題部の所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表題部所有者不明土地について所有者の探索に関する制度を設ける ・ 探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記の特例を設ける 	所有者が判明した場合でも、相当数の相続人に対する手続に多大な時間や費用を要する。

↓

本市が要望する内容
閉校後の学校敷地の有効利用に向け、法的手続の簡素化等について検討していただきたい。

新型コロナワクチン接種の円滑な実施

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 新型コロナワクチン接種に対する支援について、令和5年度まで全額国費により実施してきた経緯やインフルエンザワクチンにおける水準等も踏まえ、国費による、自己負担額や地方負担額に最大限配慮した支援を継続していただきたい。

現 状

- これまで、ワクチン接種は、特例臨時接種として全額国庫負担で実施しており、円滑に実施してきた。
- 令和6年度からは、B類疾病の定期接種として実施することとなり、対象者や事務手法等については、季節性インフルエンザワクチンの定期接種と同様に取扱うこととなった。

課 題

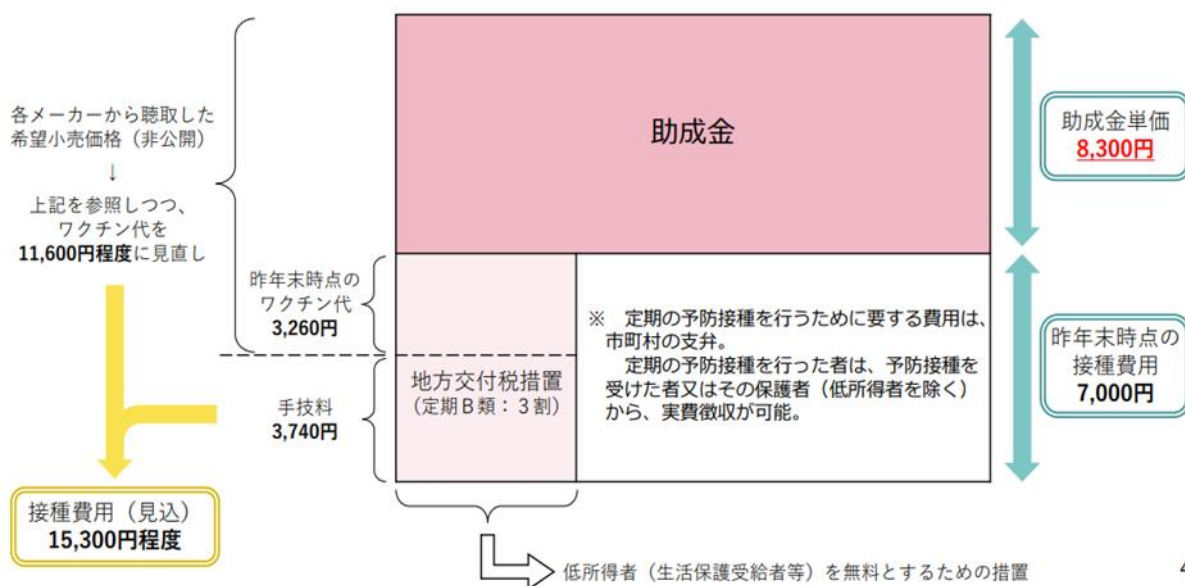
- 標準的な接種費用については、当初 7,000 円と示されていたが、15,300 円程度に見直され、インフルエンザワクチンと比較して著しく高額な水準となっている。そのため、自己負担額が高額となり、接種希望者の接種意欲の減退を招くほか、令和6年度以降、市町村財政にも大きな影響を与えることが懸念される状況にある。
- 令和6年度においては、市町村への助成金の支給が示されているが、長期的に支給されるか見通しがたっていない。

- 新型コロナワクチン価格がインフルエンザワクチン価格程度まで下がるのが不明確な中で、令和7年度以降は助成金の支給が継続されない場合、本市において約7億円を一般財源で負担しなければならない。

参考1 接種費用について

令和6年3月15日自治体向け説明会資料抜粋

- 本年2月に、新型コロナワクチンのメーカー各社から、今秋の定期接種用に供給するワクチンの希望小売価格を聴取（非公開）した。
- 聴取内容を参照しつつ、昨年末時点で3,260円としていたワクチン代について、11,600円程度に見直した。
- その結果、昨年末時点で7,000円としていた接種費用の超過が見込まれるため、超過部分である「8,300円」について、市町村に対して助成金を支給することにより、引き続き7,000円の自己負担で接種が行えるようにする。



地域手当の区分変更に伴う 介護報酬等の地域区分の見直し

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 令和7年度に予定されている地域手当の区分変更に伴い、級地区分が上がった地方公共団体については、介護報酬等の地域区分についても同様に変更していただきたい。
また、このことによって地方公共団体に生じる経費については、必要な財政措置を講じていただきたい。

現 状

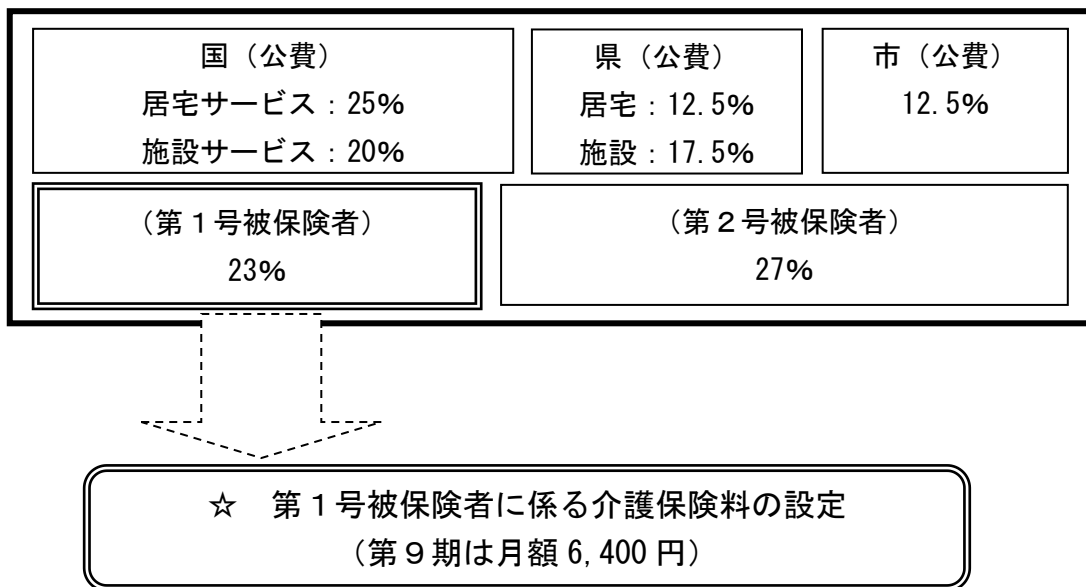
- 各市町村に適用される介護報酬等の地域区分は、公平性・客観性を担保する観点から、公務員の地域手当の設定がある地域は、原則として当該地域手当の級地区分に準拠することとされている。
- 国は、令和7年度に地域手当の区分変更を予定しているが、介護報酬等の地域区分の見直しは、次回改定（令和9年度）において検討する方針を示している。この方針に沿えば、地域手当の級地区分が上がったとしても、介護報酬等の地域区分は少なくとも2年間据え置かれることから、介護従事者の確保等に大きな影響を及ぼすことが予想される。
- 熊本県内においては、TSMCの進出等によって地域手当の級地区分決定の判断材料である賃金や物価が急激に上がっていると報道されている。

課 題

- 介護報酬等の地域区分が上がった際は、介護保険給付費の負担割合に応じ、本市においても追加財源が必要となる。
- 第9期介護保険料（月額 6,400 円）の設定にあたり、地域区分の変更は考慮されていない。被保険者が支払う介護保険料分の財源が不足するため、このことについて検討が必要である。

参考 1 介護保険給付費の負担割合と介護保険料の設定について

介護保険給付費の財源内訳



支柱式のり養殖施設共済制度への支援

【農林水産省】

提案・要望内容

- 1 現在検討中の支柱式のり養殖施設共済の制度化にあたっては、漁業者が加入しやすくなるよう、十分な国庫補助を措置していただきたい。

現 状

- 強烈な寒波に伴う令和5年1月24日の暴風により、有明海沿岸のノリ漁場で養殖施設の支柱や網の倒壊・破損などの大きな被害が発生し、熊本県内のノリ養殖施設の被害額は434,418千円、熊本市内は164,922千円と甚大であった。
- 漁業者は、自然災害等による生産金額の減少を補償する漁業共済（特定養殖共済）に加入しているものの、養殖施設の被害は補償の適用外となっていたことから、これらに対する共済制度化を要望してきたところ。
- この結果、現在水産庁において、支柱式のり養殖施設を共済制度の対象として追加する方向で検討が進められている。

課 題

- 漁業施設共済の対象に支柱式のり養殖施設が今回追加される見通しとなり、気候変動による自然災害の発生等のリスクが高まる中で、漁業者が自ら経営継続に備えるための環境が整いつつある。

■一方で本制度の効果を最大限に発揮する上では、できるだけ多くの漁業者が制度に加入することが必要であり、このためには共済掛け金ができるだけ低廉である必要がある。

参考1 被害状況（確定値）

	資材名	数量（本）	被害額（千円）	被害額計（千円）
熊本市	支柱	5,126	51,260	164,922
	ノリ網	21,446	113,662	
熊本県	支柱	18,934	189,340	434,418
	ノリ網	46,242	245,078	



農業農村整備事業に対する当初予算額の確保

【農林水産省】

提案・要望内容

- 1 農業農村整備事業について、令和7年度（2025年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。

特に下記事業に係る予算額の確保をお願いしたい。

- ・ 農業用排水機場の更新事業
- ・ 防災重点農業用ため池の対策工事
- ・ 農業集落排水施設の更新事業

現 状

- 本市のほ場整備率は着実に上昇しているが、令和4年度（2022年度）の末日時点で約3割は未整備の状況。畑地や樹園地についても、農道、排水路、かんがい排水施設等の基盤整備が不十分な地域が多く残っている。
- 特に農業農村整備事業等で設置された基幹的農業水利施設において、築造後30年以上が経過し、老朽化が進行しており更新時期を迎えている。
- また、本市では平成24年九州北部豪雨や平成28年熊本地震など、大規模災害を経験しており、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、市域に存在する防災重点農業用ため池の計画的な防災対策を進めていく必要がある。
- 本市の農業集落排水施設については供用開始から21年以上が経過し、施設の老朽化が進行している。特に中継ポンプ設備については耐用

年数を超過している箇所もあり、突発的な事故による施設の機能停止などが危惧されるため、早急な更新整備が必要となっている。しかし、令和6年度については農村整備事業の新規地区として国費の割当が無く未採択となったため、更新事業の執行に支障をきたしている状況である。

課 題

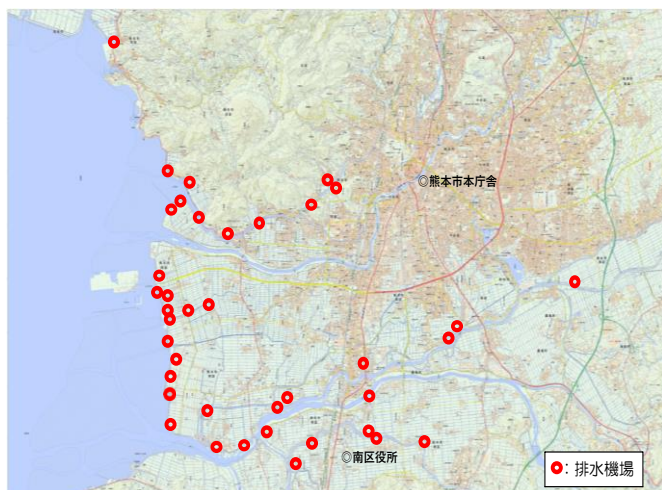
- 生産コストの更なる低減、担い手への農地集積の推進のため、条件不利地での基盤整備を着実に進める必要がある。
- 農地等の湛水被害の未然防止や農村地域の防災減災のため、計画的に老朽化した排水機場の更新及びため池等の整備が必要である。
- 農業集落排水施設の中継ポンプ設備の突発的な事故により、施設の機能停止が危惧される。浸水想定区域内にある施設もあり、災害時の対応の強靱化が課題となっている。

参考1 基幹的農業水利施設の更新

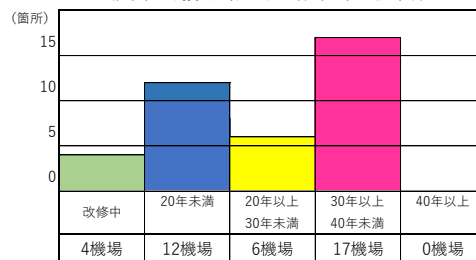
● 水利施設等整備事業／農村地域防災減災事業

- ・ 農業用排水機場の改築更新

農業用排水機場位置図



農業用排水機場の設置経過年数



現在実施している排水機場の更新事業

地区名	総事業費 (百万円)	事業期間
第一海路口地区	2,154	H27～R 8
上杉地区	3,209	R 3～R 9
美登里地区	1,079	R 5～R 9
元三地区	2,739	R 6～R14

【農業用排水機場の現状と課題】

- ・ 海岸や河川に近い低平地部は、潮位の影響や豪雨によって湛水被害を受けやすく、また地下水位も高く、施設園芸や露地野菜の導入に支障を来していたことから、昭和40年代より農業用排水機場の設置を行っている。特に市内西南部の農地は干拓地であり、有明海の干満による潮位の影響を受け自然排水が困難であることから、農業用排水機場の設置場所が集中している。
- ・ 市内39箇所の農業用排水機場のうち、4割以上（17箇所）が設置後30年以上を経過しており、老朽化が進行し突発的な施設機械の故障が多発している。
- ・ 近年では、設置年数の古いポンプ設備に関連する交換部品の製造中止等により、オーバーホールの実施が困難となっており、計画的な改築更新が必要となっている。

【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

- ・ 農業用排水機場は農地の湛水被害を防止し、農業生産の基盤の確立ならびに農業経営の安定向上に資するとともに、農地の後背地にある都市部の住宅地や生活道路の浸水被害軽減にも大きな役割を担っている。
- ・ 本市においては、令和5年度に「農業用排水機場更新計画（10カ年）」を策定。全面更新と部分更新を組み合わせ、計画的な改築更新を実施することで可能な限り事業の平準化を図ることとしている。

参考2 防災重点農業用ため池の対策工事等の推進

- 農村地域防災減災事業／農業水路等長寿命化・防災減災事業
 - ・防災重点農業用ため池の対策工事等の推進

「防災重点ため池に係る防災工事等推進計画」における市内防災工事等対象箇所一覧

令和6年4月

番号	名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m3)	かんがい 受益面積 (ha)	評価調査の対象		防災工事 の対象	特記事項
						劣化状況 評価	耐震・豪雨 性能評価		
1	新地	熊本市南区城南町鱈瀬2212	6.0	38.0	8.0	○	○	○	R3～R7改修
2	鬼	熊本市南区城南町陣内1303,1324	7.4	87.5	13.0	○	○	—	H28災害対応
3	沢水	熊本市南区城南町下宮地61	7.0	10.0	3.0	○	○	—	H30市単独事業
4	村中	熊本市南区城南町塚原910	5.8	40.0	42.0	○	○	○	
5	野田	熊本市南区城南町鱈瀬2369	5.5	13.5	10.0	○	○	○	
6	宮の下	熊本市南区城南町塚原86	4.4	28.6	14.0	○	○	—	H24～28改修
7	下園	熊本市南区富合町大字平原1574-1	3.0	3.8	1.0	○	○	○	
8	正院浦下	熊本市北区植木町大字山本字正院浦2283	5.9	10.0	17.2	○	○	○	H30豪雨・耐震性評価実施
9	正院浦中	熊本市北区植木町大字山本字正院浦2309	7.2	22.0	5.1	○	○	○	
10	小塚2	熊本市北区植木町大字内字小塚迫1314	4.0	3.3	2.0	○	○	○	
11	小塚3	熊本市北区植木町大字内字小塚迫1315	3.0	1.9	3.0	○	○	○	
12	大窪(1)	熊本市北区大窪1丁目85番	4.0	5.3	2.0	○	○	○	
13	丸山	熊本市南区城南町塚原1312	8.0	17.0	7.0			検討中	R5指定

【市内農業用ため池の現状と課題】

- ・市内農業用ため池は、河川から農業用水を取水することができない地域などに、多くは江戸時代以前に造られたものと推測されている。市内に103箇所が分布し、うち13箇所が防災重点農業用ため池に指定されている。
- ・令和2年度(2020年度)までに12箇所のハザードマップ作成・公表を行い、短期的な防災・減災対策を進めてきた。また令和3年度(2021年度)までに熊本県が12箇所の劣化状況調査を実施。豪雨・耐震性評価については令和5年度(2023年度)までに10箇所を実施し、令和6年度(2024年度)以降に2箇所を予定している。なお、ため池の洪水調節機能を有効活用することで、災害の激甚化・広域化に備える取組を進めることとしている。

【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

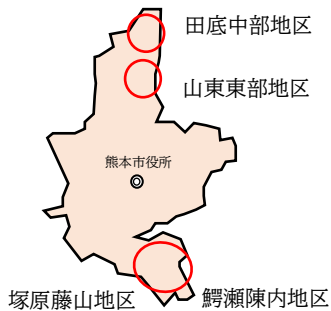
- ・防災重点農業用ため池のうち、漏水や堤体断面変形が見られる老朽箇所は、決壊により農地や人家等に多大な被害が予想されるため、早急に防災工事に着手することが必要である。また、それ以外の箇所においても施設造成から改修履歴がないため池がほとんどであり、過去の災害経験から劣化状況、耐震・豪雨性能評価を計画的に進めることで、災害を未然に防ぎ農家経営の安定や農村地域の保全に資することができる。

参考3 農業集落排水施設の更新事業

●農村整備事業

- ・中継ポンプ設備の更新

農業集落排水施設位置図



農業集落排水施設一覧表 (R6.3.31 時点)

地区名 (処理区名)	処理場所在地	供用開始 時期	経過年	受益面積 (ha)	施設			利用者数 (人)
					管路工 管渠長 (km)	中継P (箇所)	MH (箇所)	
田底中部	熊本市北区 植木町田底1533-3	H9.11.1	26	35.5	10.2	13	382	799
山東東部	熊本市北区 植木町古閑179	H12.2.1	24	30.7	11.0	11	410	537
塚原藤山	熊本市南区 城南町塚原1724	H11.4.1	25	44.3	14.0	9	568	799
鰐瀬陳内	熊本市南区 城南町陳内136	H15.4.1	21	42.4	15.3	14	598	832

【農業集落排水施設の現状と課題】

- ・本市の農業集落排水施設は北区植木町に2処理区、南区城南町に2処理区存在しており、供用開始から21年～26年を経過し、施設の老朽化が進行している。
- ・平成28年に策定した最適整備構想により施設の更新を行ってきたものの、施設の更新期を迎え現在40箇所の中継ポンプ設備において耐用年数を超過するなど、早急な施設更新が必要となっている。
- ・浸水想定区域内に3処理区存在し、うち2処理区には防災拠点となりうる公共施設が存在しているため、災害対策等の強靱化が課題となっている。

【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

- ・農業集落排水施設において耐用年数を超過している施設もあるため、突発的な事故により中継ポンプ施設の機能が停止した場合、汚水の圧送が不能となるため、利用者への被害が危惧される。
- ・農村整備事業による施設更新を行うことで適正な施設運営が可能となる。併せて、遠隔監視装置の導入により災害対応等の強靱化が可能となる。

水産物供給基盤機能保全事業、水産生産基盤整備事業、 水産多面的機能発揮対策事業に対する当初予算額の確保

【農林水産省】

提案・要望内容

- 1 水産物供給基盤機能保全事業について、令和7年度（2025年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。
- 2 水産生産基盤整備事業について、令和7年度（2025年度）以降の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。
- 3 水産多面的機能発揮対策事業について、令和7年度（2025年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。

現 状

- 四番漁港や海路口漁港は、漁港施設の沈下や老朽化に加え、大潮満潮時には冠水し、また、航路・泊地の土砂堆積により漁業活動に支障をきたしているため、水産物供給基盤機能保全事業を活用し、漁港施設の嵩上工事や浚渫工事を実施している。
- 天明漁港は、現在、漁船の安全性確保や漁業者の過重労働軽減、生産労働効率化を目的に水産生産基盤整備事業を活用し、防波堤や物揚場等を整備及び水域施設の浚渫を実施している。
- 干潟漁場の環境は、平成28年熊本地震とその後の降雨による土砂流入を始め、例年発生する台風や梅雨時期の豪雨、さらに令和2年7月豪雨による土砂等の流入により甚大な影響を受けており、十分な回復に至っていない。今後とも河川から土砂等の流入が継続的に発生することが懸念され、水産多面的機能発揮対策事業による耕うんや堆積物撤去等を継続的に実施し、漁場生産力の回復、被害防止が不可欠である。

課 題

- いずれの事業も重要な事業であるが、特に水産物供給基盤機能保全事業については、漁業活動に支障をきたさないよう機能診断・機能保全計画策定を実施し、計画に基づく漁港施設の保全工事や浚渫工事が必要である。
- 水産多面的機能発揮対策事業については、令和2年度以降、各活動組織の要望額に対し、割当内示額が減額される状況が続いている。そのため、各活動組織が事業費の不足から十分に事業を実施できず、漁場生産力の回復の遅れが懸念されている。
また、令和3年度より管内で新たな活動組織が結成され、これに伴い十分な事業費確保が必要である。

参考1 事業状況

【事業の進捗状況(事業費ベース)】

(千円)

事業名	令和7年度要望額(事業費)
水産物供給基盤機能保全事業 (四番・海路口漁港)	200,000
水産生産基盤整備事業 (天明漁港)	未定(※1)

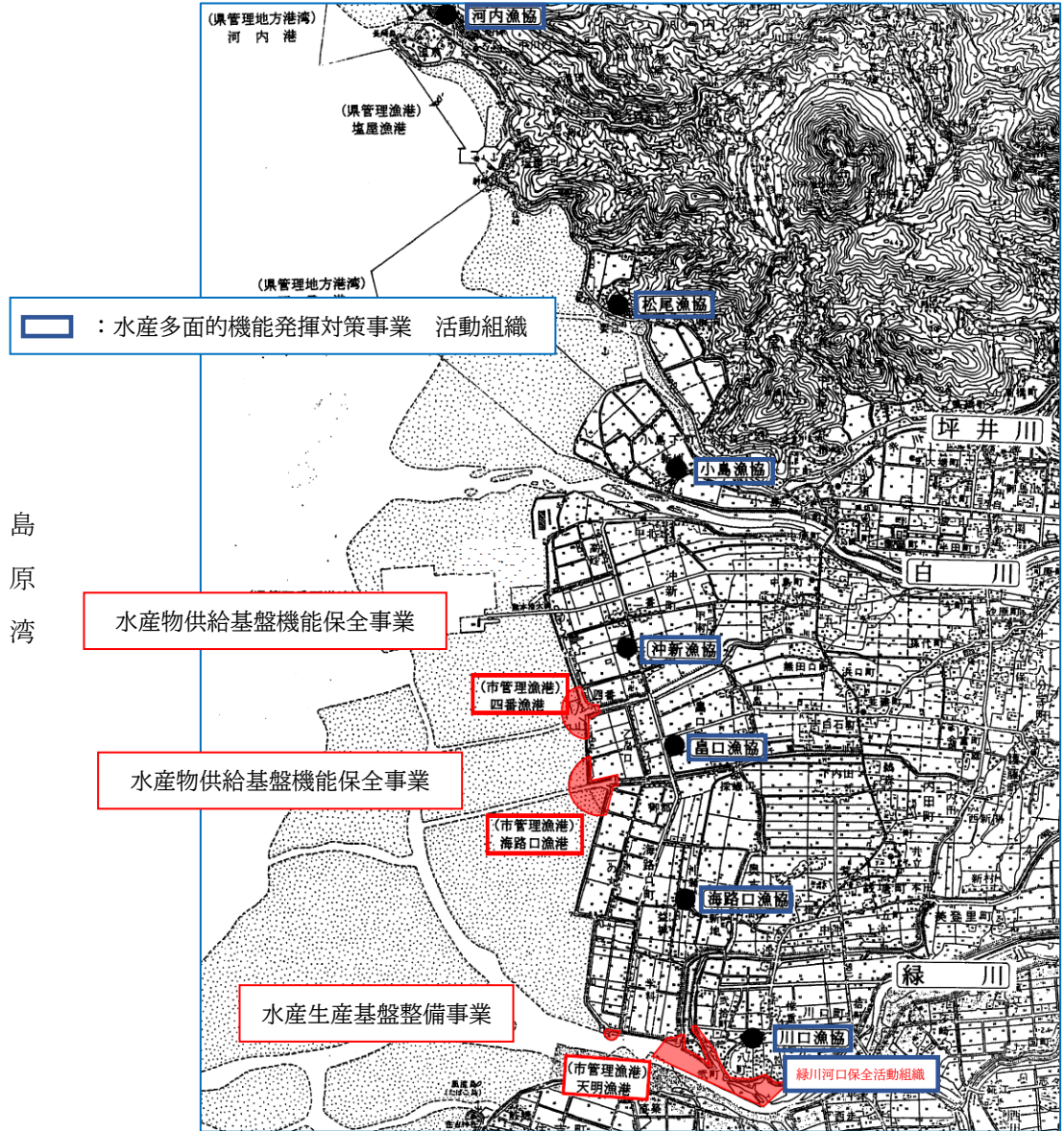
※1 R7～R8 は事業計画変更及び浚渫土砂処分場の課題から事業費未定。
R9 から事業費 100,000 千円ベースで事業継続予定

【事業の要望状況(全活動組織分)】

(千円)

事業名	令和7年度要望額(国補助額)
水産多面的機能発揮対策事業 (熊本市内8活動組織)	32,514

【漁港、活動組織位置図】



【各漁港の現況写真】

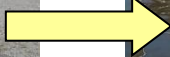


海路口漁港 通常時



大潮満潮時

施設の沈下により冠水



四番漁港 大潮干潮時



海路口漁港 大潮干潮時

航路、泊地に土砂が堆積し航行できない

【水産多面的機能発揮対策事業 写真】

土砂等堆積状況



耕うん状況



流木等撤去状況



農地の相続税等納税猶予制度の改善

【農林水産省・国土交通省】

提案・要望内容

- 1 納税猶予を受けた農地を道路整備など公共事業目的のために無償で寄附した場合において、猶予の継続がなされるよう制度を改善していただきたい。

現 状

- 納税猶予を受けた農地の一部を道路整備等のため無償で寄附した際に、公共事業目的への寄附であるにもかかわらず、相続税等納税猶予が取り消され、寄附する面積に応じた相続税等を納付しなければならない。

課 題

- 寄附者においては、地域の利便性向上のため農地の一部を無償で寄附する意向があるにもかかわらず、納税猶予が取り消されることが負担となり、用地提供が進まない状況がある。

参考1 現行の制度と要望内容

	現行	要望内容
無償寄附による農地の相続税等納税猶予の改善	納税猶予を受けている農地を道路等として無償寄附した場合には譲渡する面積に応じた相続税等及び利子税が賦課される	納税猶予を受けた農地を道路等へ無償寄附した場合の相続税等及び利子税の納税猶予の継続を措置する

盛土規制法による基礎調査に必要な支援の継続

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 盛土規制法による基礎調査の推進に当たり、現行の補助率の嵩上げの継続に加え、必要な予算の確保をお願いしたい。

現 状

- 令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が施行されたことを受け、本市では令和5年度から盛土規制法による基礎調査（規制区域指定・既存盛土等調査）を行っている。
- 盛土規制法による基礎調査にあたっては、国の都市防災総合推進事業を活用しており、令和6年度までは、補助率の嵩上げ（1/3⇒1/2）を講じていただいている。

課 題

- 盛土等による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする法の趣旨から、着実に調査を実施する必要がある。
- 盛土規制法による基礎調査における既存盛土等調査については調査対象の盛土等箇所数が膨大（約500箇所）なこともあり、令和6年度以降も引き続き調査が必要なため、国庫補助の嵩上げの継続及び予算確保が必要である。

参考1 盛土規制法による基礎調査の財源スキーム

〈令和6年度（2024年度）予算〉

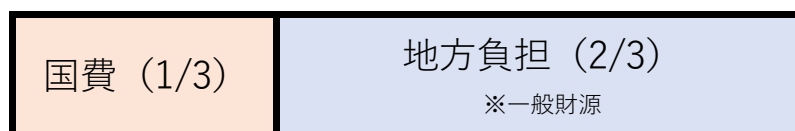
都市防災総合推進事業 28,800千円（うち国費 14,400千円）

▼財源スキーム

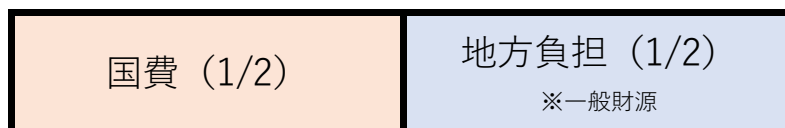
「社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅲ編 国費の算定方法 イ-13-(1)①
都市防災総合推進事業に係る基礎額」より抜粋

『地方公共団体が行う盛土による災害防止のための調査は、当該事業に要する費用の
3分の1とする。ただし、令和6年度までに限り2分の1とする。』

【通常】



【特例による嵩上げ】 令和6年度まで 1/3→1/2



地域公共交通維持のための支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 燃料、物価高騰や、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響等により危機的な状況となっている地域公共交通に対し、運行サービスを維持するための財政支援を引き続き講じていただきたい。

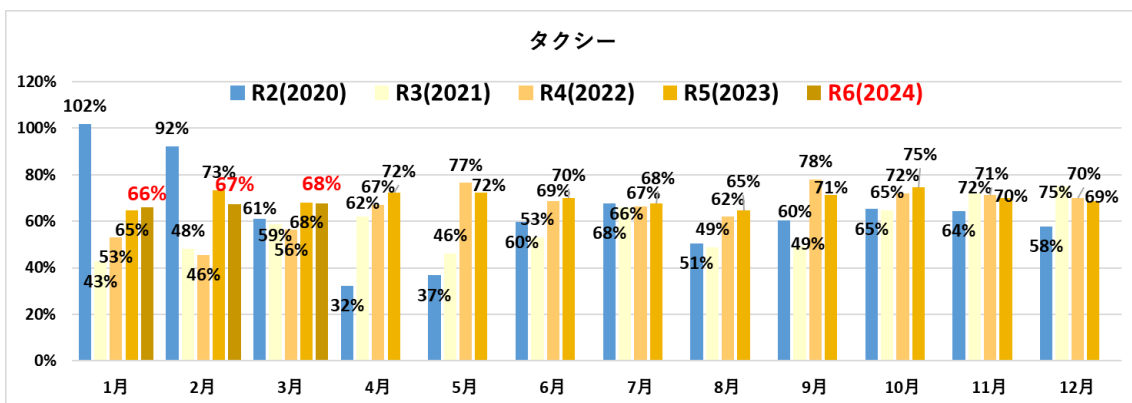
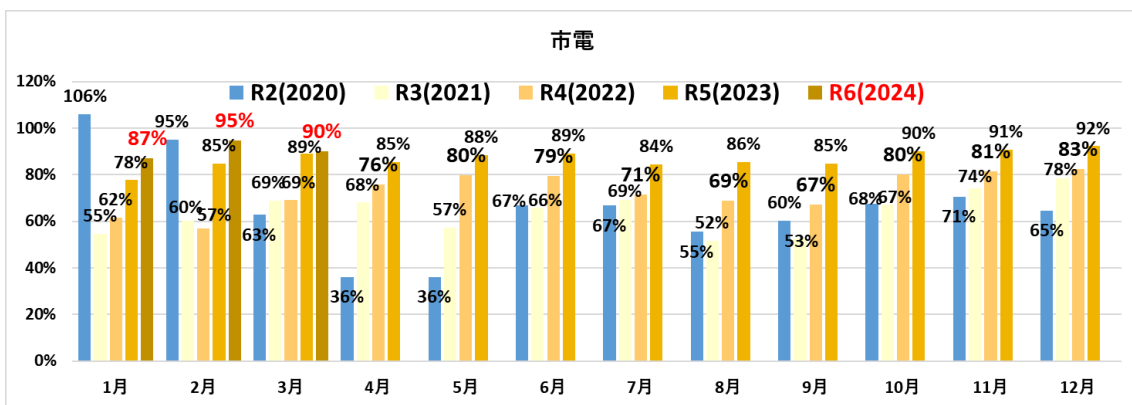
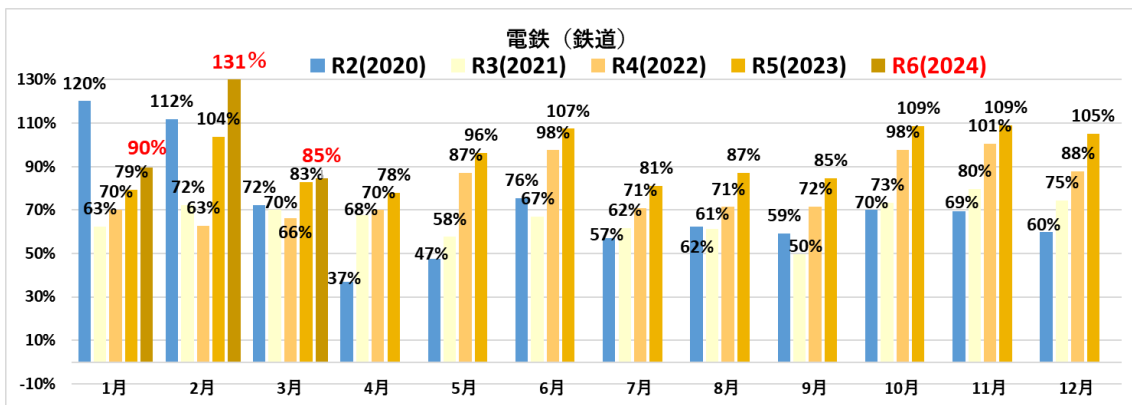
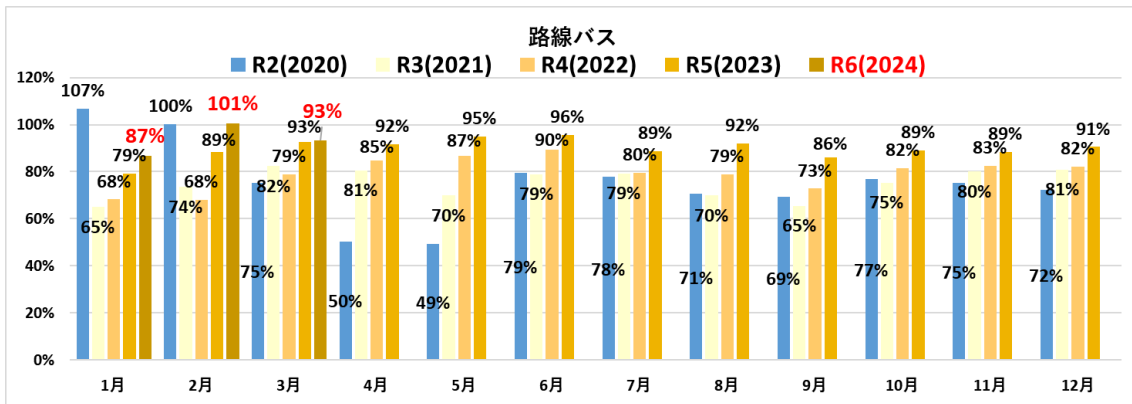
現 状

- 路線バスは、市民の日常の移動手段の中心となっており重要な交通手段であるが、モータリゼーションの進展等により、利用者が大きく減少していることに加え、近年の深刻な乗務員不足もあり、多くの路線で廃止・減便が行われている。
- 加えて、昨今の燃料、物価高騰やこれまでの新型コロナウイルス感染症拡大による利用者減少等により交通事業者の経営は大変厳しい状況にある。
- 路線バス以外の公共交通についても、同様に依然として厳しい状況が続いている。

課 題

- 本市においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し運行費助成や利用促進策等を行ってきたが、公共交通事業者の経営状況は厳しい状況が続いており、公共交通の維持・確保に係る自治体の財政負担が大きくなっている。
- 市民の日常生活に欠かせない移動手段を維持・確保するためには、公共交通事業者に対する継続的な財政支援が必要である。

参考1 新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者の状況（2019年同月比）



参考2 公共交通事業者に対する本市の支援状況

年度	事業名	対象事業者	通常分	コロナ対応分	合計
令和2年度 (決算)	地方バス路線維持費助成	路線バス事業者	411百万	363百万	774百万
	交通事業会計繰出金	交通局	389百万	251百万	640百万
	熊本市電「臨時急行バス」運行経費	貸切バス事業者	—	44百万	44百万
	熊本市タクシー事業者感染防止対策支援事業補助金	タクシー事業者	—	11百万	11百万
	熊本市地域鉄道緊急支援事業補助金	地域鉄道事業者	—	25百万	25百万
	熊本市航路事業者緊急支援事業補助金	フェリー事業者	—	16百万	16百万
	合計		800百万	710百万	1,510百万
令和3年度 (決算)	地方バス路線維持費助成	路線バス事業者	468百万	476百万	944百万
	交通事業会計繰出金	交通局	404百万	304百万	708百万
	熊本市地域鉄道緊急支援事業補助金	地域鉄道事業者	—	29百万	29百万
	熊本市航路事業者緊急支援事業補助金	フェリー事業者	—	18百万	18百万
	合計		872百万	827百万	1,699百万
令和4年度 (決算)	地方バス路線維持費助成	路線バス事業者	505百万	147百万	652百万
	交通事業会計繰出金	交通局	454百万	349百万	803百万
	公共交通事業者燃料費高騰等支援事業（燃料高騰分）	路線バス、フェリー、 タクシー事業者	—	66百万	66百万
	公共交通事業者燃料費高騰等支援事業（事業継続分）	地域鉄道、フェリー事業者	—	30百万	30百万
	公共交通利用促進事業	路線バス、交通局 地域鉄道	—	39百万	39百万
	合計		959百万	631百万	1,590百万
令和5年度 (予算) ※2補後予算	地方バス路線維持費助成	路線バス事業者	915百万	67百万	982百万
	交通事業会計繰出金	交通局	532百万	174百万	706百万
	公共交通事業者燃料費高騰等支援事業（燃料高騰分）	フェリー、タクシー事業者	—	56百万	56百万
	公共交通利用促進事業	路線バス、交通局 地域鉄道	—	137百万	137百万
	合計		1,447百万	434百万	1,881百万
令和6年度 (予算) ※当初	地方バス路線維持費助成	路線バス事業者	1,028百万	—	1,028百万
	交通事業会計繰出金	交通局	538百万	—	538百万
	公共交通利用促進事業	路線バス、交通局 地域鉄道	40百万	—	40百万
	合計		1,606百万	—	1,606百万

宅地復旧に必要な支援の継続

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 宅地耐震化推進事業の推進に当たり、現行の補助率の嵩上げの継続に加え、必要な予算の確保をお願いしたい。
- 2 液状化対策を効果的に推進するため、液状化対策委員会における国土交通省職員の派遣を継続していただきたい。

現 状

- 平成 28 年熊本地震では、造成地の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化など多大な宅地被害が発生し、近見地区における液状化被害は約 40ha にも及ぶ広範囲であった。
- 近見地区全 8 地区のうち、2 つの地区について地下水位を段階的に低下させ、概ね目標水位までの低下した後、熊本市液状化対策技術検討委員会（以下、委員会）に観測結果等を報告し、事業の効果が発揮されていることについて確認いただいた。さらに、約 1 年間の季節変動確認を目的に経過観測を行った結果、委員会で効果を維持できていると判断され、事業を完了した。
- 4 つの地区では地下水位低下が完了し、経過観測を行っている。
- 2 つの地区では想定通りに地下水位が低下せず、委員会において追加の施設が必要であるとの意見をいただき、追加工事を行っている。
- 液状化対策工事にあたっては、国の宅地耐震化推進事業を活用しており、現在、熊本地震における特例措置として、補助率の嵩上げ（1/4⇒1/2）を講じていただいている。
- 委員会については、平成 29 年度より市の附属機関として設置し、これまで 20 回開催するなど、技術的な検討を重ねてきた。その中でも、国土交通省（都市安全課）の職員には平成 29 年度より当委員として提言等をいただき、円滑に事業の推進ができている。

課 題

- 工事完了後も地下水位観測等が必要なため、国庫補助の嵩上げの継続及び予算確保が必要である。
- 宅地耐震化推進事業における液状化対策は、全国的に事例が少なく技術的な専門家が限られているため、引き続き国からの助言などが必要である。

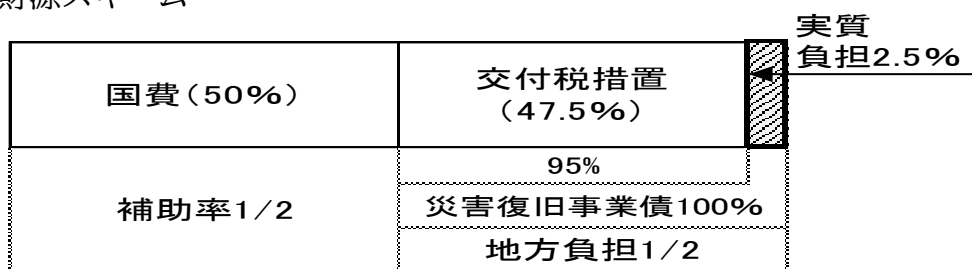
参考1 対象事業費、財源スキーム

〈令和6年度（2024年度）予算〉

宅地耐震化推進事業 123,147千円

（うち国費 61,573.5千円）

▼財源スキーム



※国費については、特例により嵩上げがなされている（1/4→1/2）



【液状化被害】



【液状化対策工事】



【排水ポンプ起動・集水状況】

被災マンションの建替えに必要な支援の継続

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 優良建築物等整備事業の補助率の嵩上げの継続など、被災マンションの建替えに必要な予算額を確保していただきたい。

現 状

- 熊本地震により被災したマンションで、建替えを検討している3団地のうち、建替えが完了している団地が1団地、建替えが決定し着手している団地が2団地である。
- 本市では、優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金）のメニューの一つである「マンション建替えタイプ」を活用し、平成29年度より継続して支援を行っている。
- 当該整備事業については、熊本地震からの復旧に係る特例として補助率の嵩上げが適用されており、事業者（被災マンションの権利者等）の負担が軽減されている。

課 題

- 次年度以降も継続して被災マンションの建替えを円滑に進めるために、事業量に必要な予算の確保が課題である。

参考1 建替えが必要な被災マンションの状況

団地（地区）	決議	工事進捗状況等
上熊本地区	済	令和2年6月 建替え完了
保田窪地区	済	平成30年6月 上屋解体完了 (現在、再建マンションの設計内容の変更等について検討中)
西阿弥陀寺地区	済	令和4年7月 本體工事着手 令和6年8月 建替え完了予定

参考2 優良建築物等整備事業（マンション建替えタイプ）の補助率

○通常	国(1/3)	地方(1/3)	事業者(1/3)
○特例による嵩上げ	国(2/5)	地方(2/5)	事業者(1/5)

熊本地震で被災したマンション



公共交通を基軸としたまちづくりに必要な予算の確保

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 基幹公共交通軸の機能強化や交通体系の再構築を実現するため、市電（路面電車）の延伸や交通結節点の機能強化などの推進に必要な予算（社会資本整備総合交付金）を確保していただきたい。

現 状

- 本市では、中心市街地及び地域拠点を利用性の高い公共交通で結んだ「多核連携都市」を都市構造の将来像として掲げており、これらを結び交通需要の多い放射8方面を「基幹公共交通軸」と位置付けている。
- また、過度に自動車利用に依存してきた交通体系を、地域ごとの交通特性に応じて見直し、交通体系を再構築することで、公共交通と自動車交通を効率的に組み合わせた都市交通体系の最適化を進めている。
- 特に、市電は定時性・速達性・輸送力など、優れた機能を有していることから、更なる利便性向上のため、路線の延伸に向けた取組や超高齢社会に備えた電停のバリアフリー化などを進めている。
- さらには、世界的半導体企業であるTSMCの熊本都市圏進出に伴い、半導体産業及び関連企業等の集積が加速化しており、空港アクセス鉄道など、新たな公共交通ネットワークが構築される予定である。

課 題

- 本市の公共交通利用者はピーク時の約4割まで減少しており、今後の人口減少・超高齢社会に備え、公共交通サービスの維持が課題となっている。

- また、本市の主要渋滞箇所数や自動車の平均速度は、3大都市圏にある東京都区部、大阪市、名古屋市を除いた政令指定都市の中でワースト1であるなど、慢性的な交通渋滞が発生しており、渋滞解消が喫緊の課題となっている。
- さらには、空港アクセス鉄道の整備やTSMCの進出により社会環境が変化することで熊本都市圏における公共交通網への負荷がかかることが懸念される。
- これらの課題を解決し、誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通を実現するためには、自動車交通から公共交通への転換を促すことが重要であり、基幹公共軸の強化としての市電延伸や、公共交通機関の利便性向上としての交通結節点の機能強化等を推進する必要がある。

参考1 市電の延伸

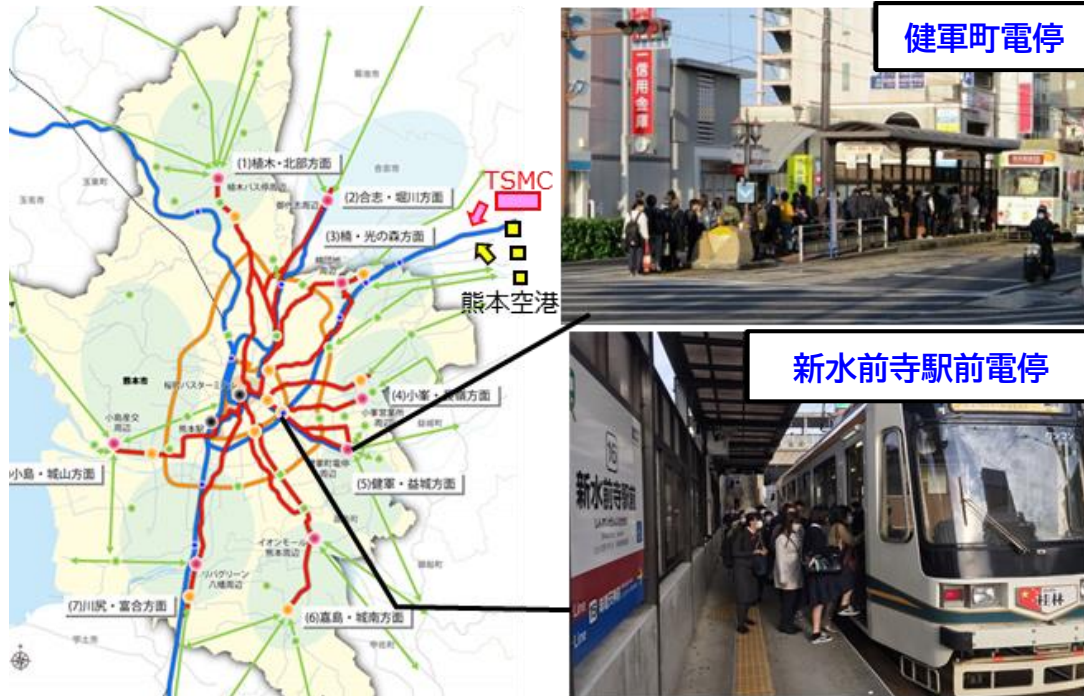
- ・基幹公共交通軸の機能強化や公共施設や医療機関などへのアクセス性向上、交通結節機能の強化を図ることで、コンパクトで賑わいあるまちづくりを推進する。

【整備イメージ】



参考2 交通結節点の機能強化

- ・今後新たな交通需要を想定した課題の整理や対策の検討を行う。



自転車活用推進計画の事業に対する支援強化

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 自転車通勤を推進するための電動アシスト自転車購入補助や学校・企業への交通安全教育に対する支援をしていただきたい。

現 状

- 自転車活用推進法第11条では、市町村に「市町村自転車活用推進計画」の策定が求められており、本市では令和3年3月に策定した。
- 最近では、健康経営の観点やSDGsの施策として、自転車通勤を推進する企業が増えつつあり、本市でも、交通渋滞の解消やカーボンニュートラルの観点からも、自転車通勤を一層推進していきたい。
- 熊本市内での自転車関連事故件数は、令和3～5年と連続して増加。
- 自転車関連事故は高校生が突出して多く、今後、自転車利用者への反則金制度導入も予定されており、特に高校生への自転車の交通ルールやマナーの徹底は急務である。

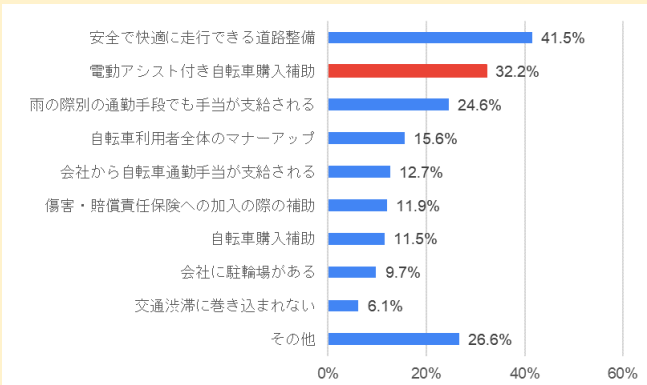
課 題

- 自動車通勤から自転車通勤への転換には、移動が楽である電動アシスト自転車の普及が有効だが、車両価格が高く導入が進まない。
- 大半の企業では、自転車に関する交通安全教育がなされておらず、自転車通勤の推進と並行して考えないといけない。
- 本市アンケート調査によると、高校生において、ルールを小学生の時に習った生徒が半数以上であり、年齢に合わせた知識を持ち合わせていない。(例えば、2割以上の生徒は、「止まれ」標識をクルマ専用と勘違いしている現状がある。)

参考1 自転車通勤に関するアンケート調査（R4.10 熊本県立大学と共同実施）

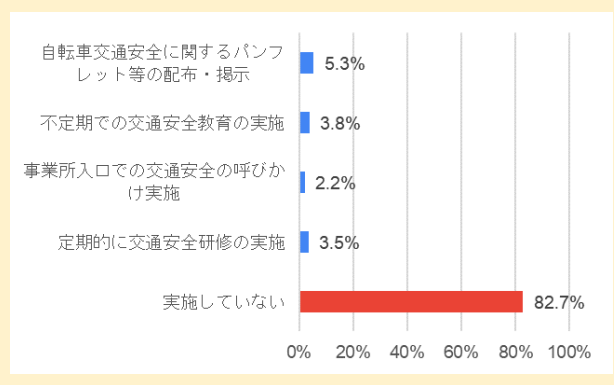
■自転車通勤をしていない人へのアンケート調査（537人） ■自転車通勤を認めている企業へのアンケート（318社）

Q. 自転車通勤をしていない人が、自転車通勤を行う条件
(n=537 複数回答)



電動アシスト自転車は高価なため、購入補助を希望している。

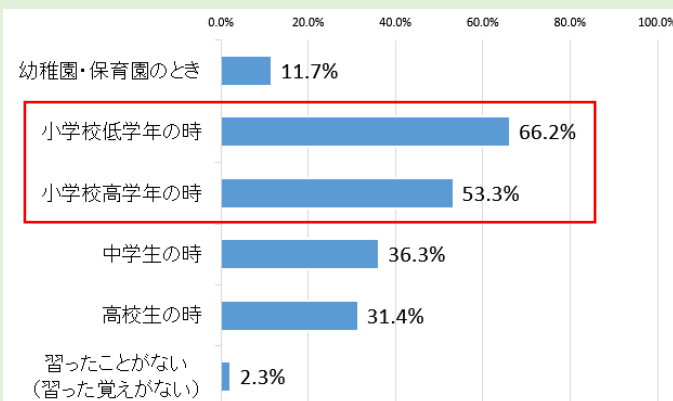
Q. 自転車通勤者への交通安全教育について
(n=318 複数回答)



ほとんどの企業で交通安全教育がされていない

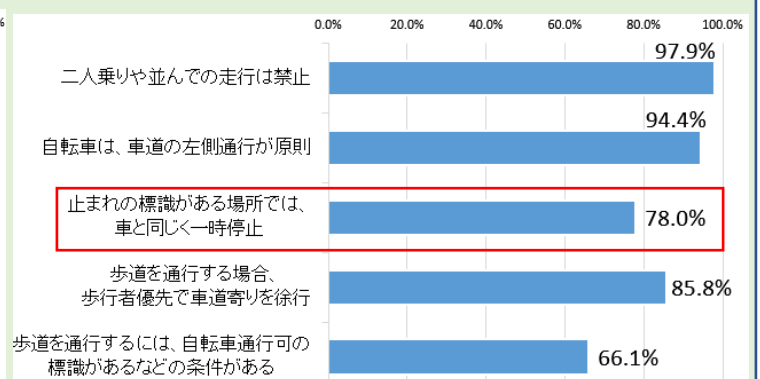
参考2 自転車安全利用モデル校（高校生）アンケート調査（R5.11 熊本市実施）

Q. いつ自転車の交通ルールを習ったか？ (n=1656 複数回答)



高校生は、小学生に習った交通ルールで自転車を運転している。

Q. 次の交通ルールを知っているか？ (n=1656 複数回答)



高校生の2割以上は、「止まれ」の標識をクルマだけが守ればいいと思っている。

自転車通勤を推進するには、電動アシスト自転車が普及することで、クルマから転換する可能性が高い。また並行して自転車関連事故を防ぐためにも、学校（特に高校生）や企業での交通安全教育を強化したい。

まちなかウォーカブル推進に対する支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 「居心地が良く歩きたくなる」中心市街地の歩行空間の拡充等に取り組む地方自治体の支援に必要な予算の確保をしていただきたい。

現 状

- 本市では、中心市街地を“車中心”から“人中心”の空間へ転換し、「昼も夜も歩いて楽しめる居心地の良い空間」の実現に向け取り組んでいる。
- 2021年3月 JR 熊本駅前広場が完成し、同年11月花畑地区においては道路から広場への転換を終え、花畑広場の供用を開始した。

課 題

- 今後、これらの都市基盤を最大限に活用するとともに、道路空間の再配分や魅力的な景観の形成などを推進し、中心市街地の賑わいの創出と回遊性の向上を図っていく必要がある。
- 「昼も夜も歩いて楽しめる居心地の良い空間」の実現に向け予算を確保し着実に取り組んでいく必要がある。

参考1 ウォークブル都市の推進

(昼も夜も歩いて楽しめる魅力的で、災害にも備えた都市空間の創出)

居心地の良い空間づくり

- ・通りごとに魅力を高めるデザイン
→専門家で構成されるデザイン会議（熊本市景観審議会専門部会）による監修
- ・熊本市光のマスタープランによる夜間空間の演出
→街並みの情感、質感が洗練され、熊本市の顔（目鼻立ち）がより魅力的に伝わるまち
- ・まちなか再生プロジェクト
→民間建築物の建替促進により、耐震性向上とともに、一体的なオープンスペースを創出



道路空間のリ・デザイン（花畑ポンプ場）



明八橋ライトアップ実証実験



民間による公共空間活用

- ・ほこみち制度等を活用した賑わいの創出



歩行空間の拡充

- ・道路空間再配分し道路空間を歩行者に開放
→歩道拡幅、自転車走行空間
- ・新たな移動手段の導入（グリーンスローモビリティ等）
- ・駐車場配置の適正化



路線バス事業者への支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 公共交通の経営の安定化を図るため、地域の実情に沿った円滑かつ柔軟な共同経営に向けた取組に対し、引き続き支援を行っていただきたい。
- 2 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、地域間の格差を解消し、より実態に即した方法で算定するよう見直しを行っていただきたい。

(1) 共同経営に向けた支援

現 状

- 令和2年1月に熊本市に本社を置くバス事業者5社が、バス交通の維持・拡充や利便性向上を目的に、独占禁止法の特例法に基づく共同経営型への事業形態に移行することを確認した。
- 令和3年3月に全国初となる共同経営の認可を受け、令和6年度も引き続き、バス事業者5社が連携した利用促進の取組や定時性向上に資するダイヤ改正の実施や検討などを行う予定であり、順次共同経営の取組を拡充する。

課 題

- 今後、上記共同経営に関する事業を実施する際は、共同経営計画の作成に関するノウハウや事業の検討や実施に対する財政的な支援が必要である。

(2) バス補助地域間格差の解消

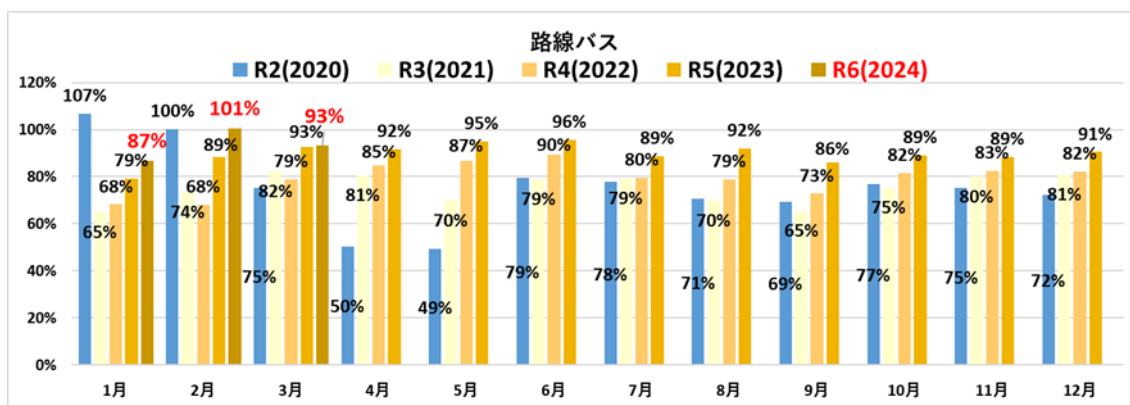
現 状

- 特に路線バス事業者は、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減少や、燃料費高騰等により、大変厳しい経営を強いられている。
- 路線バスの地域間幹線系統確保維持国庫補助金は、地域区分（補助ブロック）ごとに定められた「地域キロ当たり標準経常費用」を上限に算出した補助対象経常費用を基に算定することとされており、本市は「南九州ブロック単価」が適用されている。
- 令和6年度から、運賃改定を実施した場合、改定による収入増加分を補助対象経常収入から控除して補助額を算定できるよう見直しがなされた。

課 題

- 熊本都市圏を運行しているバス事業者の「実車走行キロ当たり経常費用」を基に算出される自社単価は、当該「南九州ブロック単価」を大幅に上回っている状況にあり、補助算出方法の見直しを踏まえても、実質赤字系統が国庫補助の対象とならないケースや、実態に即した補助額とならないことにより、バス事業者や自治体の負担増加に繋がり、結果として路線の廃止、縮小を招きかねない状況である。

参考1 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の状況（2019年同月比）



参考2 令和6年度の単価の状況

- 南九州ブロック単価 314.57円
- 北九州ブロック単価 410.78円
- 熊本都市圏A社単価 431.04円
- 熊本都市圏B社単価 374.71円

白川改修事業の促進

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 白川の治水安全度向上のため、河川整備計画に沿って、河道掘削や堤防の整備等の着実な実施を図っていただきたい。
- 2 明午橋から大甲橋間の「緑の区間」については、地域住民等の意向を把握しながら、治水安全度を高める取組を推進いただきたい。
- 3 白川下流域の浸水対策及び熊本地震発生以降の土砂堆積を抑制するため、白川固定堰群改築事業の着実な実施を図っていただきたい。

現 状

- 白川は、阿蘇カルデラを源に阿蘇市、大津町など2市3町2村を流域とし、本市中心部を貫流する1級河川で、これまでの治水対策により治水安全度が向上してきたことで、半導体や自動車部品など九州を牽引する企業が進出してきたこと、経済の好循環などのストック効果が発現されつつある。
- また、明午橋から大甲橋間の「緑の区間」では、イベント等の開催によって、市民への潤い・癒し・賑わいが創出され、水辺からまちなかへ広がりをみせている。
- 令和2年（2020年）1月には、白川河川激甚災害対策特別緊急事業の竣工と更なる治水安全度の向上を目指した河川整備計画の変更がなされている。
- 阿蘇立野ダムが令和5年度に完成し、流域の治水対策が大きく前進した。

課 題

- 近年の局地化・激甚化する集中豪雨等による大規模災害に対応するため、白川の治水安全度の向上が喫緊の課題となっている。

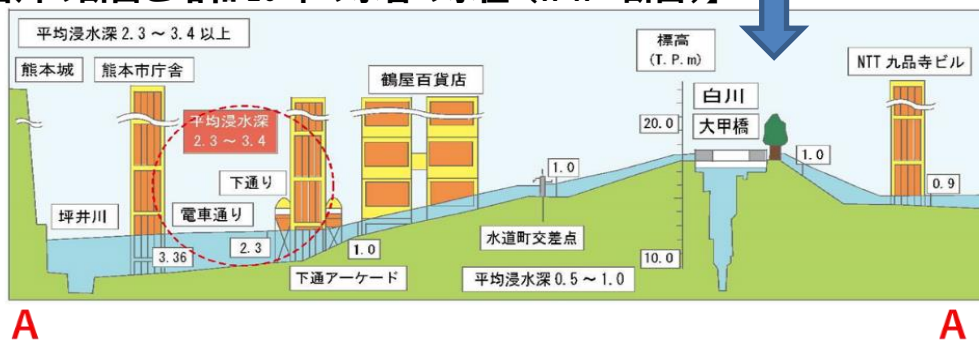
【白川流域図】



【中心市街地平面図】



【白川の断面と昭和28年の水害の水位 (A-A' 断面)】



下水道事業の必要な予算額の確保等に対する支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 下水道の機能を継続的に発揮させるため、地震対策、浸水対策など、下水道関係予算の確保に努めていただきたい。
- 2 改築需要の増大が見込まれる中、下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たすため、必要な財源の確保と適切な支援を行っていただきたい。
- 3 人命や財産の保護に関わる浸水対策については、短期間に多額の投資が必要な事業となるため、事業費の変動に応じた柔軟な財政支援を行っていただきたい。

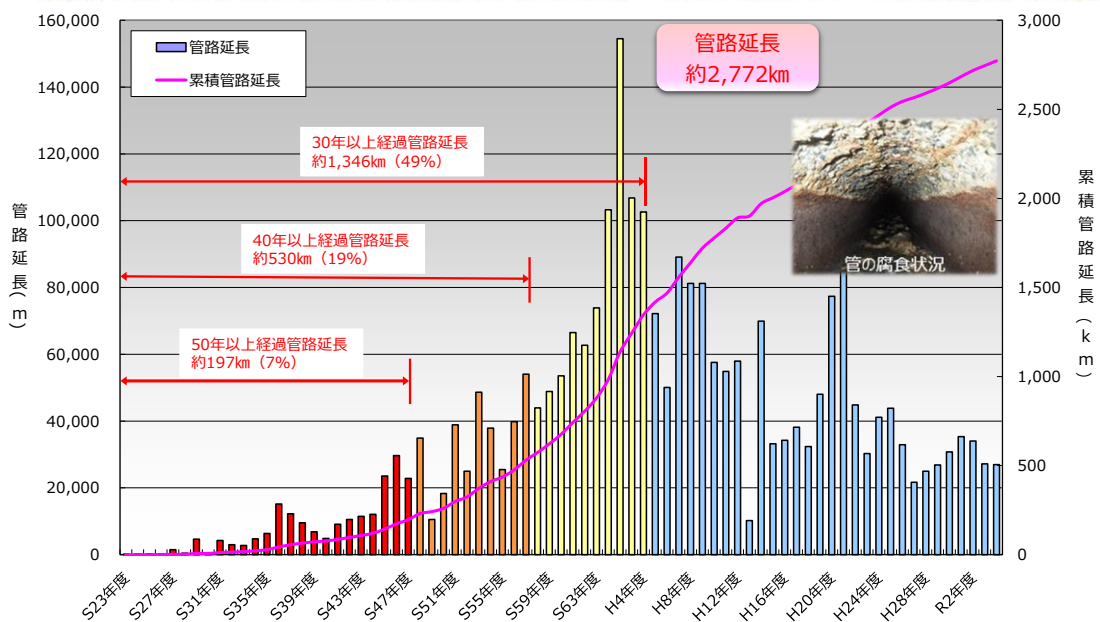
現 状

- 本市では、平成 28 年熊本地震や、近年、全国で頻発している浸水被害をふまえ、下水道施設の耐震化や浸水対策の取組を進めている。
- 老朽化した下水道施設は、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築・更新を行っているが、今後、事業費の増大が見込まれる。
- また、下水道浸水対策計画に位置付けている浸水対策として今後予定している雨水ポンプ場等の整備は、年度ごとの事業費の変動が大きく、短期間に多額の集中投資が必要となる見込みである。

課 題

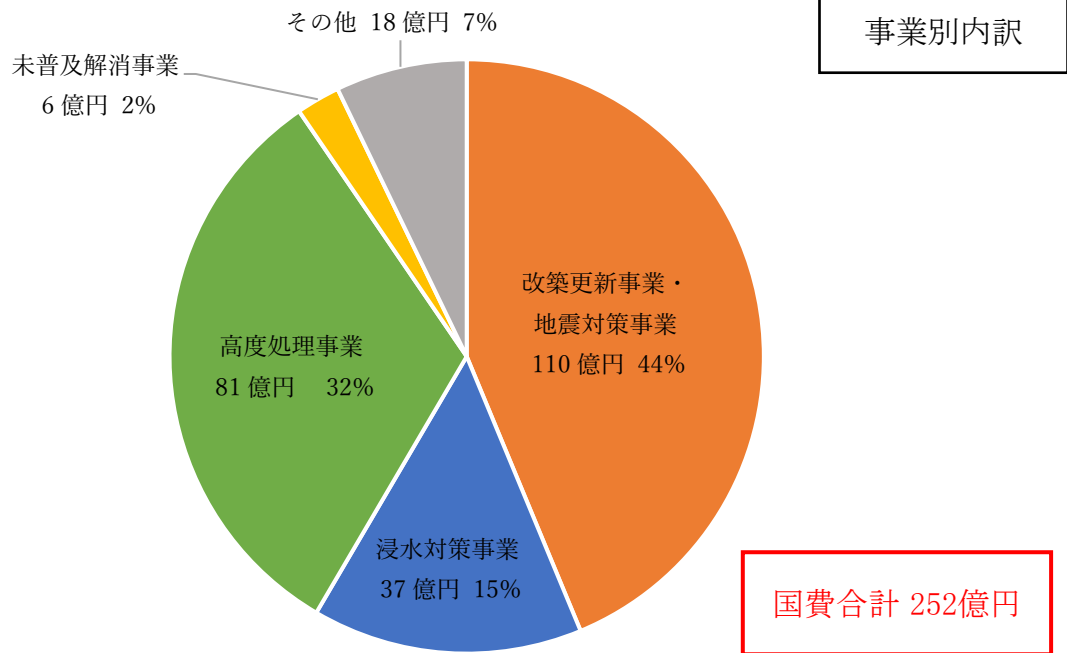
- 下水道事業には多くの予算が必要であり、予算確保がなされない場合、地震対策や浸水対策等、国土強靱化の取組に遅れが生じる。
- 今後増加が見込まれる老朽化対策事業について、必要な財源と適切な支援がなされない場合、公衆衛生や公共用水域の水質の悪化、道路陥没による社会経済への影響等が生じる。
- 浸水対策については、短期間に投資が集中することから、柔軟な財政支援がなされない場合、計画的な事業推進に影響が生じる。

参考 1 本市の浸水状況及び下水道管路整備状況



参考2 熊本市上下水道事業経営戦略（R2～R11）における財政見通し

計画期間中に約1,129億円の投資を予定しており、その財源として約252億円の国費を見込んでいる



市街地における鳥類の被害防止対策に対する支援

【環境省】

提案・要望内容

- 1 全国的な鳥類（カラス類、ムクドリ）の生息状況や生活環境被害状況を把握するとともに、被害都市が取り組んでいる被害防止対策及びその効果の調査、検証（優良事例の情報収集・発信等）を実施していただきたい。
- 2 ミヤマガラスをはじめとしたカラス類による都市型被害発生の解明及び被害防止対策の立案に関する研究を環境研究総合推進費の重点課題に位置づけ、研究を推進していただきたい。

現 状

- 本市では、平成30年からミヤマガラスをはじめとしたカラス類やムクドリが市街地に集団で飛来し、ねぐらを形成するため、糞害等の被害が発生しており、その対応に苦慮している。
- ミヤマガラスによる被害対策については、令和2年度から令和4年度において、佐賀大学等と連携した実証試験を行い、警戒音声を用いた追払い対策が有効であることを確認しているが、対策後も市街地でのねぐら形成が継続しており、抜本的な解決には至っていない状況である。

課 題

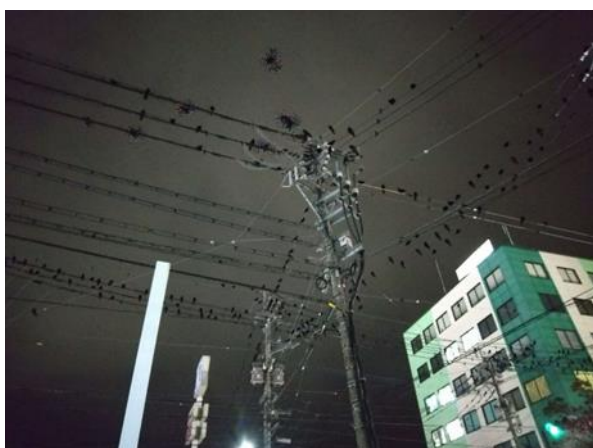
- ミヤマガラスは、中国やロシアで繁殖するため、個体数の調整が困難な上、日本国内でも各地での生態や食性も異なることから、生態を解明するとともに、被害対策を確立させるための全国的な調査を行い、

被害発生要因の解明や対策を立案するための研究が必要である。

■また、ミヤマガラスは、市街地をねぐらとし、他市町の水田地帯を餌場とするなど広域を移動するため、単独自治体だけの対策には限界があり、他自治体と連携した対応が必要である。

■ムクドリは、街路樹や公園等の樹木を強剪定することで、ねぐらの形成防止対策を行っているが、近場の別の樹木等に新たなねぐらを形成するような状況にあることから、抜本的な対策方法の確立が必要である。

参考1 市街地における被害状況



ミヤマガラスの集団飛来(ねぐらの状況)



ミヤマガラスによる糞害の状況



ムクドリの集団飛来(ねぐらの状況)



ムクドリによる糞害の状況